

ゆうパック、エクスパック、ポストケット、ゆうメール

ご利用案内

【目次】

1	一般ゆうパック	3
2	ゴルフ・スキーゆうパック	9
3	空港ゆうパック	12
4	エクスパック	19
5	聴覚障害者用・点字ゆうパック	21
6	ポストケット	24
7	ゆうメール	25
8	心身障害者用ゆうメール	27
9	速達	28
10	セキュリティサービス	29
11	書留	30
12	引受時刻証明	32
13	配達証明	33
14	特定記録	34
15	配達日指定	36
16	本人限定受取	37
17	あて名変換	40
18	代金引換	41
19	代金引換まとめ送金	44
20	チルドゆうパック	47
21	受取人払・着払	49
22	あて名変更及び取戻し	52
23	別納	53
24	後納	55

25	計器別納	60
26	荷物の配達等	63
27	損害賠償	66

一般ゆうパック

特徴

持込割引等の各種割引や10個以上差し出される場合の数量割引、不在時の転送サービス、お届け済通知サービス、当日中の再配達、配達時間帯希望サービスなど、お得・便利を満載しました。

ご利用の条件

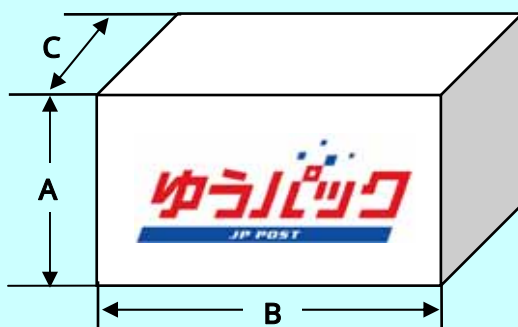
- (1) 大きさは、長さ・幅・厚さの合計が1.7m以内。(1)
- (2) 重さは30kg以内。(1)
- (3) 信書以外の物を内容とするものに限り、ただし、内容物に関する簡単なあいさつ状等の添え状や送り状は添付することができます。
- (4) ゆうパックラベルをご利用ください。
- (5) 次に掲げるものを内容とするものは航空以外の輸送手段によって送達します。(2)

航空法その他の法令又は官公署の命令、規則若しくは要求によって輸送を禁止若しくは制限されたもの。

航空会社において引受けを制限しているもの。

- (1) 「資源の有効な利用の促進に関する法律」に基づき各パソコンメーカーが自主回収する家庭用廃棄パソコンのうち、廃棄パソコン自体の長さ、幅及び厚さの合計が1.7m以下、かつ、その重量が30kg以下のものであって、包装することにより(1)又は(2)の制限を超えるものについても、取扱上支障がないように包装等された場合にはお取り扱いします。
- (2) 航空以外の輸送手段によって送達する場合には、ゆうパック約款(荷物の引渡しを行う日等)に規定する引渡予定日によらずに送達します。

大きさと重量の制限



A + B + C = 1.7 m以内
重さ 30 kg以内

運賃の支払方法

運賃は、現金又は郵便切手でお支払いいただけるほか、後納又は受取人払若しくは着払とすることができます。

便利なサービス

配達日希望サービス

差出しの際、配達日(原則として、配達予定日から起算して10日以内の日)をご希望いただければ、そのご希望の日に配達します。

本人限定受取及びあて名変換とするものについては、配達日をご希望いただくことができません。

配達時間帯希望サービス

差出しの際、配達時間帯(午前・12:00頃~14:00頃・14:00頃~16:00頃・16:00頃~18:00頃・18:00頃~20:00頃・20:00頃~21:00頃のいずれか)をご希望いただければ、そのご希望の時間帯に配達します。また、再配達の際にも同様の時間帯からお選びいただけます。

本人限定受取及びあて名変換とするものについては、配達時間帯をご希望いただくことができません。

お届け済通知サービス

ゆうパックラベルに入っている「お届け通知」により、無事配達されたことを荷送人さまにお知らせします(無料)。

不在時の転送サービス

ご不在のために配達することができなかったゆうパックは、荷受人さまのお申出により、希望する場所へ転送します。

当日中の再配達

昼間帯にご不在のために配達することができなかったゆうパックは、荷受人さまから電話により当日20時頃(電話受付時間は事業所によって異なる場合があります。)までに再配達希望のあったものについて、21時頃までに再配達します。

3日間3回配達

ご不在のために配達することができなかったゆうパックは、荷受人さまからのお申出がなくても、翌々日までの間に改めて2回(初回と合わせて3回)配達を行います。

チルド・冷凍、なまもの扱いとするものを除きます。

追跡システム

あて名ラベルに記載されているお問い合わせ番号により、配達状況を速やかにお知らせします。また、パソコンやweb閲覧可能な携帯電話からは、インターネット「ゆうびんホームページ」(<http://www.post.japanpost.jp/>)で配達状況を直接調べることができます。さらに、パソコンからお申込みいただければ、e-mailで配達完了をお知らせすることもできます。その他、法人のお客さまを対象に追跡データの提供サービスも実施しています。

取扱注意シール

「こわれもの」用シール、「なまもの」用シール、「ビン類」用シール、「逆さま厳禁」用シールをご用意しています。なお、「こわれもの」はセキュリティサービスとすることを、「なまもの」はチルドゆうパックとすることをお勧めします。

損害賠償

万一、大切なゆうパックが壊れたり、なくなったりした場合には、原則として30万円までの実損額（ ）を賠償します。それより高価なものを送るときは、セキュリティサービスとすることをお勧めします。この場合、差出しの際のお申出額（損害要償額）を限度とする実損額を賠償します。

（ ）遅延の場合は、運賃等の範囲内で実損額を賠償します。

集荷サービス

個数にかかわらず、集荷に伺います。平日はもちろん、日曜休日等でも9:00頃～19:00頃（集荷受付時間は事業所により異なる場合があります。）までに電話等でご依頼ください。原則2時間以内に集荷に伺います。

日数表

お出しになるゆうパックが、お届け先にいつ届くかを調べることができます。事業所へおたずねください。また「ゆうびんホームページ（<http://www.post.japanpost.jp>）」でも調べることができます。

詳しいサービス内容につきましては、お近くの事業所へおたずねください。また、「ゆうびんホームページ（<http://www.post.japanpost.jp>）」でも調べることができます。

基本運賃表

地帯 サイズ	県内あて	第1地帯 あて	第2地帯 あて	第3地帯 あて	第4地帯 あて	第5地帯 あて	第6地帯 あて	第7地帯 あて
60サイズ	600円	700円	800円	900円	1,000円	1,100円	1,200円	1,300円
80サイズ	800円	900円	1,000円	1,100円	1,200円	1,300円	1,400円	1,500円
100サイズ	1,000円	1,100円	1,200円	1,300円	1,400円	1,500円	1,600円	1,700円
120サイズ	1,200円	1,300円	1,400円	1,500円	1,600円	1,700円	1,800円	1,900円
140サイズ	1,400円	1,500円	1,600円	1,700円	1,800円	1,900円	2,000円	2,100円
160サイズ	1,600円	1,700円	1,800円	1,900円	2,000円	2,100円	2,200円	2,300円
170サイズ	1,700円	1,900円	2,000円	2,100円	2,200円	2,300円	2,400円	2,500円

「県内あて」とは、同一の都道府県内のみにおいて引受け及び引渡しを行うものをいいます。以下同じとします。

サイズ区分

区分	3辺計
60サイズ	60cmまで
80サイズ	80cmまで
100サイズ	100cmまで
120サイズ	120cmまで
140サイズ	140cmまで
160サイズ	160cmまで
170サイズ	170cmまで

運賃割引

- (1) 持込割引…………… 1個につき100円を割り引きます。
 事業所の窓口にお持込みの上、差し出してください。
 数量割引を適用するゆうパックについては、持込割引を適用いたしません。
- (2) 複数口割引…………… 1個につき50円を割り引きます。
 あて先が同一のゆうパックを同時に2個以上差し出してください。
 受取人払又は着払とすることはできません。
 持込割引と併用できますが、同一あて先割引とは併用できません。
 数量割引を適用するゆうパックについては、複数口割引を適用いたしません。
- (3) 同一あて先割引…………… 1個につき50円を割り引きます。
 差出日前1年以内に差し出されたゆうパックの送り状を添えて差し出してください。
 受取人払又は着払とすることはできません。
 持込割引と併用できますが、複数口割引とは併用できません。
 数量割引を適用するゆうパックについては、同一あて先割引を適用いたしません。

割引額

種別	金額
(1) 持込割引	100円/個
(2) 複数口割引	50円/個
(3) 同一あて先割引	50円/個

数量割引を適用する運賃表（同時に10個以上差し出された場合）

差出 個数	地帯 サイズ	県内あて	第1地帯 あて	第2地帯 あて	第3地帯 あて	第4地帯 あて	第5地帯 あて	第6地帯 あて	第7地帯 あて
10個以上 20個未満	60サイズ	480円	560円	640円	720円	800円	880円	960円	1,040円
	80サイズ	640円	720円	800円	880円	960円	1,040円	1,120円	1,200円
	100サイズ	800円	880円	960円	1,040円	1,120円	1,200円	1,280円	1,360円
	120サイズ	960円	1,040円	1,120円	1,200円	1,280円	1,360円	1,440円	1,520円
	140サイズ	1,120円	1,200円	1,280円	1,360円	1,440円	1,520円	1,600円	1,680円
	160サイズ	1,280円	1,360円	1,440円	1,520円	1,600円	1,680円	1,760円	1,840円
	170サイズ	1,360円	1,520円	1,600円	1,680円	1,760円	1,840円	1,920円	2,000円
20個以上 50個未満	60サイズ	470円	550円	620円	700円	780円	860円	940円	1,010円
	80サイズ	620円	700円	780円	860円	940円	1,010円	1,090円	1,170円
	100サイズ	780円	860円	940円	1,010円	1,090円	1,170円	1,250円	1,330円
	120サイズ	940円	1,010円	1,090円	1,170円	1,250円	1,330円	1,400円	1,480円
	140サイズ	1,090円	1,170円	1,250円	1,330円	1,400円	1,480円	1,560円	1,640円
	160サイズ	1,250円	1,330円	1,400円	1,480円	1,560円	1,640円	1,720円	1,790円
	170サイズ	1,330円	1,480円	1,560円	1,640円	1,720円	1,790円	1,870円	1,950円

50個以上 100個未満	60サイズ	460円	530円	610円	680円	760円	840円	910円	990円
	80サイズ	610円	680円	760円	840円	910円	990円	1,060円	1,140円
	100サイズ	760円	840円	910円	990円	1,060円	1,140円	1,220円	1,290円
	120サイズ	910円	990円	1,060円	1,140円	1,220円	1,290円	1,370円	1,440円
	140サイズ	1,060円	1,140円	1,220円	1,290円	1,370円	1,440円	1,520円	1,600円
	160サイズ	1,220円	1,290円	1,370円	1,440円	1,520円	1,600円	1,670円	1,750円
	170サイズ	1,290円	1,440円	1,520円	1,600円	1,670円	1,750円	1,820円	1,900円
100個以上	60サイズ	440円	520円	590円	670円	740円	810円	890円	960円
	80サイズ	590円	670円	740円	810円	890円	960円	1,040円	1,110円
	100サイズ	740円	810円	890円	960円	1,040円	1,110円	1,180円	1,260円
	120サイズ	890円	960円	1,040円	1,110円	1,180円	1,260円	1,330円	1,410円
	140サイズ	1,040円	1,110円	1,180円	1,260円	1,330円	1,410円	1,480円	1,550円
	160サイズ	1,180円	1,260円	1,330円	1,410円	1,480円	1,550円	1,630円	1,700円
	170サイズ	1,260円	1,410円	1,480円	1,550円	1,630円	1,700円	1,780円	1,850円

- (1) 同一顧客から1回に10個以上差し出された場合に適用します。
- (2) 運賃を別納、後納又は計器別納とするものに限りません。
- (3) 差出事業所が指定した時刻までに差し出してください。
- (4) あて名変換のお取扱いはできません。

包装用品

箱タイプ

	大きさ (cm)	料金
小	23 × 18 × 15	100円
中	32 × 26 × 18	140円
大	40 × 32 × 23	200円
特大	35 × 45 × 35	360円

袋タイプ

	大きさ (cm)	料金
小	26 × 8 × 45	100円
大	32 × 16 × 44	220円

その他

品名	料金
ゴルフバッグカバー	500円
スノーボードカバー	550円
スキー板用カバー	230円
ボストンカバー (大)	200円
ボストンカバー (中)	130円

キャスター対応カバー	230円
一升びん1本用	170円
一升びん2本用	260円
クッション封筒(大)	100円
クッション封筒(小)	80円
ワイン箱1本用	140円
ワイン箱2本用	200円

ゆうパックの地帯表

エリア	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
(各エリアに属する都道府県)	北海道	青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県	茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 山梨県	新潟県 長野県	富山県 石川県 福井県	岐阜県 静岡県 愛知県 三重県	滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県	鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県	徳島県 香川県 愛媛県 高知県	福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県	沖縄県
北海道		2	4	4	5	5	6	7	7	7	7
東北	2	1	1	1	2	2	3	4	4	6	7
関東	4	1	1	1	1	1	2	3	3	5	6
信越	4	1	1	1	1	1	2	3	3	5	7
北陸	5	2	1	1	1	1	1	2	2	3	7
東海	5	2	1	1	1	1	1	2	2	3	6
近畿	6	3	2	2	1	1	1	1	1	2	6
中国	7	4	3	3	2	2	1	1	1	1	5
四国	7	4	3	3	2	2	1	1	1	2	6
九州	7	6	5	5	3	3	2	1	2	1	3
沖縄	7	7	6	7	7	6	6	5	6	3	

備考 数字は、荷物を左欄に掲げるエリア内から上欄に掲げるエリア内にあてて差し出す場合(同一の都道府県内のみにおいてその引受け及び引渡しを行う場合を除きます。)の地帯の区別を表し、1は第1地帯を、2は第2地帯を、3は第3地帯を、4は第4地帯を、5は第5地帯を、6は第6地帯を、7は第7地帯を示します。

ゴルフ・スキーゆうパック

特徴

ゴルフ用具又はスキー用具を内容とするものを、ご使用日の前日までにゴルフ場やスキー場のホテル等までお届けします。

ご利用の条件

- (1) ゴルフ・スキーのプレー日の前日から逆算して10日以内の日に差し出してください。
- (2) 内容品が容易に確認できるように包装してください。
- (3) 重量が30kgを超え、又は長さ、幅及び厚さの合計が1.7mを超えるものは、持ち運びができるようにひも等で適当に縛ることその他の差出事業所が必要と認める措置を講じてください。
- (4) 専用ラベル(片道用と往復用があります。)に使用予定年月日その他差出事業所が指示する事項を明瞭に記載してください。
- (5) セキュリティサービス、本人限定受取、あて名変換、代金引換及び保冷のお取扱いとすることはできません。
- (6) 受取人払及び着払のお取扱いをすることはできません。
- (7) 当社が指定する方法により交付することを承諾していただきます。

運賃表

地帯 サイズ	県内あて	第1地帯 あて	第2地帯 あて	第3地帯 あて	第4地帯 あて	第5地帯 あて	第6地帯 あて	第7地帯 あて
60サイズ	600円	700円	800円	900円	1,000円	1,100円	1,200円	1,300円
80サイズ	800円	900円	1,000円	1,100円	1,200円	1,300円	1,400円	1,500円
100サイズ	1,000円	1,100円	1,200円	1,300円	1,400円	1,500円	1,600円	1,700円
120サイズ	1,200円	1,300円	1,400円	1,500円	1,600円	1,700円	1,800円	1,900円
120サイズ超	1,350円	1,350円	1,550円	1,750円	1,850円	2,350円	2,450円	2,550円

サイズ区分

区分	3辺計
60サイズ	60cmまで
80サイズ	80cmまで
100サイズ	100cmまで
120サイズ	120cmまで
120サイズ超	120cmを超えるもの

運賃割引

(1) 持込割引..... 1個につき100円を割り引きます。

事業所の窓口にお持込みの上、差し出してください。

(2) 往復割引.....往復でご利用の場合は、復路運賃から100円を割り引きます。

荷受人さまに配達され、又は交付されたゴルフゆうパック等(以下この(2)において「往路ゆうパック」といいます。)の内容品を再びゴルフゆうパック等(荷送人さまの氏名及び住所又は居所をあて名とするものに限ります。以下この(2)において「復路ゆうパック」といいます。)として差し出していただきます。

往路ゆうパックの差出しの際、復路ゆうパックを差し出すことを約していただきます。

往路ゆうパックの交付を受けた窓口又は配達を受けた事業所に差し出してください。

復路ゆうパックと往路ゆうパックのサイズ及び地帯の区別が同一であるものに限ります。

切手ちょう付又は別納としていただきます。

往路ゆうパックの差出しの日から1か月以内に差し出してください。

割引額

種別	金額
(1) 持込割引	100円/個
(2) 往復割引	100円/個



ゴルフ・スキーゆうパックの地帯表

エリア	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
(各エリアに属する都道府県)	北海道	青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県	茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 山梨県	新潟県 長野県	富山県 石川県 福井県	岐阜県 静岡県 愛知県 三重県	滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県	鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県	徳島県 香川県 愛媛県 高知県	福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県	沖縄県
北海道		2	4	4	5	5	6	7	7	7	7
東北	2	1	1	1	2	2	3	4	4	6	7
関東	4	1	1	1	1	1	2	3	3	5	6
信越	4	1	1	1	1	1	2	3	3	5	7
北陸	5	2	1	1	1	1	1	2	2	3	7
東海	5	2	1	1	1	1	1	2	2	3	6
近畿	6	3	2	2	1	1	1	1	1	2	6
中国	7	4	3	3	2	2	1	1	1	1	5
四国	7	4	3	3	2	2	1	1	1	2	6
九州	7	6	5	5	3	3	2	1	2	1	3
沖縄	7	7	6	7	7	6	6	5	6	3	
<p>備考 数字は、ゴルフ・スキーゆうパックとする荷物を左欄に掲げるエリア内から上欄に掲げるエリア内にあてて差し出す場合(同一の都道府県内のみにおいてその引受け及び引渡しを行う場合を除きます。)の地帯の区別を表し、1は第1地帯を、2は第2地帯を、3は第3地帯を、4は第4地帯を、5は第5地帯を、6は第6地帯を、7は第7地帯を示します。</p>											

空港ゆうパック

特徴

旅行かばん、ゴルフ用具又はスキー用具を内容とするものをご出発の前日までに空港にお届けし、搭乗日に空港内にある指定カウンターでお渡しします。

ご利用の条件

- (1) 当社の指定した空港内にある指定カウンター（「空港ゆうパックの取扱空港一覧」に掲げるカウンターとします。）に留め置くもの又はその指定カウンターに差し出されたものに限りします。
- (2) 航空機の搭乗日の前日から逆算して10日以内の日に差し出してください。
- (3) 内容品が容易に認定できるように包装してください。
- (4) 重量が30kgを超え、又は長さ、幅及び厚さの合計が1.7mを超えるものは、持ち運びができるようにひも等で適当に縛ることその他の差出事業所が必要と認める措置を講じてください。
- (5) 専用ラベル（片道用と往復用があります。）に空港名、受付カウンター名、搭乗便、搭乗日時等を明瞭に記載してください。
- (6) セキュリティサービス、本人限定受取、あて名変換、代金引換及び保冷のお取り扱いとすることはできません。
- (7) 受取人払及び着払のお取り扱いをすることはできません。
- (8) 当社が指定する方法により交付することを承諾していただきます。

運賃表

地帯 サイズ	県内あて	第1地帯 あて	第2地帯 あて	第3地帯 あて	第4地帯 あて	第5地帯 あて	第6地帯 あて	第7地帯 あて
60サイズ	1,220円	1,320円	1,420円	1,520円	1,620円	1,720円	1,820円	1,920円
80サイズ	1,420円	1,520円	1,620円	1,720円	1,820円	1,920円	2,020円	2,120円
100サイズ	1,620円	1,720円	1,820円	1,920円	2,020円	2,120円	2,220円	2,320円
120サイズ	1,820円	1,920円	2,020円	2,120円	2,220円	2,320円	2,420円	2,520円
120サイズ超	1,970円	1,970円	2,170円	2,370円	2,470円	2,970円	3,070円	3,170円

サイズ区分

区分	3辺計
60サイズ	60cmまで
80サイズ	80cmまで
100サイズ	100cmまで
120サイズ	120cmまで
120サイズ超	120cmを超えるもの

運賃割引

(1) 持込割引..... 1個につき100円を割り引きます。

事業所の窓口にお持込みの上、差し出してください。

(2) 往復割引.....往復でご利用の場合は、復路運賃から100円を割り引きます。

荷受人さまに配達され、又は交付された空港ゆうパック(以下この(2)において「往路ゆうパック」といいます。)の内容品を再び空港ゆうパック(荷送人さまの氏名及び住所又は居所をあて名とするものに限ります。以下この(2)において「復路ゆうパック」といいます。)として差し出させていただきます。

往路ゆうパックの差出しの際、復路ゆうパックを差し出すことを約していただきます。

往路ゆうパックの交付を受けたカウンターに差し出してください。

復路ゆうパックと往路ゆうパックのサイズ及び地帯の区別が同一であるものに限ります。

切手ちょう付又は別納としていただきます。

往路ゆうパックの差出しの日から1か月以内に差し出してください。

割引額

種別	金額
(1) 持込割引	100円/個
(2) 往復割引	100円/個



空港ゆうパックの地帯表

エリア	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
(各エリアに属する都道府県)	北海道	青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県	茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 山梨県	新潟県 長野県	富山県 石川県 福井県	岐阜県 静岡県 愛知県 三重県	滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県	鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県	徳島県 香川県 愛媛県 高知県	福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県	沖縄県
北海道		2	4	4	5	5	6	7	7	7	7
東北	2	1	1	1	2	2	3	4	4	6	7
関東	4	1	1	1	1	1	2	3	3	5	6
信越	4	1	1	1	1	1	2	3	3	5	7
北陸	5	2	1	1	1	1	1	2	2	3	7
東海	5	2	1	1	1	1	1	2	2	3	6
近畿	6	3	2	2	1	1	1	1	1	2	6
中国	7	4	3	3	2	2	1	1	1	1	5
四国	7	4	3	3	2	2	1	1	1	2	6
九州	7	6	5	5	3	3	2	1	2	1	3
沖縄	7	7	6	7	7	6	6	5	6	3	
<p>備考 数字は、荷物を左欄に掲げるエリア内から上欄に掲げるエリア内にあてて差し出す場合（同一の都道府県内のみにおいてその引受け及び引渡しを行う場合を除きます。）の地帯の区別を表し、1は第1地帯を、2は第2地帯を、3は第3地帯を、4は第4地帯を、5は第5地帯を、6は第6地帯を、7は第7地帯を示します。</p>											

空港ゆうパックの取扱空港一覧

空港名		カウンター名	所在地	受付時間	
新千歳空港		手荷物一時預り所 (国内線)	〒066-0012 北海道千歳市美々987-22 新千歳空港ターミナル 1F ANA 側手荷物一時預り所 TEL 0123-46-5434	7:30 ~ 20:00	
			〒066-0012 北海道千歳市美々987-22 新千歳空港ターミナル 2F ANA 側手荷物一時預り所 TEL 0123-46-5436		
		手荷物一時預り所 (国際線)	〒066-0012 北海道千歳市美々987-22 新千歳空港国際線ターミナルビル 2F 手荷物一時預り所 TEL 0120-46-2145	8:30 ~ 19:00	
			〒066-0012 北海道千歳市美々987-22 新千歳空港国際線ターミナルビル 3F 手荷物一時預り所 TEL 0120-46-2146		
仙台空港	国際線	手荷物カウンター	〒989-2401 宮城県名取市下増田字南原 仙台空港ターミナル 1F 国際線到着ロビー TEL 022-383-2088	8:00 ~ 20:00	
新潟空港		手荷物カウンター	〒950-0001 新潟県新潟市東区松浜 3710 番地 新潟空港ターミナル 1F TEL 025-270-8822	・日月火木金 8:00 ~ 12:00 ・水土 8:00 ~ 14:00	
成田空港	第1 ターミナル	南ウイング	ANA スカイポーター	〒282-0011 千葉県成田市三里塚御料牧場 1-1 成田空港第1ターミナル南ウイング4F 出発 ロビー TEL 0476-34-7815 (9:00 ~ 22:00)	ANA 出発 7:00 ~ 22:30 到着 6:00 ~ 22:00

	北ウイング	JAL ABC 宅配カウンター	〒282-0011 千葉県成田市三里塚御料牧場 1-1 成田空港第1ターミナル南ウイング4F 出発ロビー 出国カウンター TEL 0476-33-2915 入国カウンター TEL 0476-33-2912	JAL ABC 出発 7:00 ~ 21:00 到着 7:00 ~ 22:00(最終便到着まで)
		ANA スカイポーター	〒282-0011 千葉県成田市三里塚御料牧場 1-1 成田空港第1ターミナル北ウイング4F 出発ロビー TEL 0476-34-7815	
		JAL 宅配カウンター	〒282-0011 千葉県成田市三里塚御料牧場 1-1 成田空港第1ターミナル北ウイング4F 出発ロビー 出国カウンター TEL 0476-32-8290 入国カウンター TEL 0476-32-8117	
	第2ターミナル	ANA スカイポーター	〒282-0004 千葉県成田市古込字古込 1-1 成田空港第2ターミナル 3F 出発ロビー TEL 0476-34-7815	
		JAL 宅配カウンター	〒282-0004 千葉県成田市古込字古込 1-1 成田空港第2ターミナル 3F 出発ロビー 出国カウンター TEL 0476-34-8490 入国カウンター TEL 0476-34-8473	
	羽田空港	国際線	ANA スカイポーター	〒144-0041 東京都大田区羽田空港 2-6-5 羽田空港国際ターミナル 3F 出発ロビー・2F 到着ロビー TEL 03-6428-0669
JAL ABC 宅配カウンター			〒144-0041 東京都大田区羽田空港 2-6-5 羽田空港国際ターミナル 3F 出発ロビー・2F 到着ロビー 3F 出発カウンター TEL 03-6428-0665 2F 到着カウンター TEL 03-6428-0662	
国内線		第1旅客ターミナル 手荷物カウンター	〒144-0041 東京都大田区羽田空港 3-3-2 第1旅客ターミナル 1F 到着ロビー TEL 03-5757-9515	6:30 ~ 21:00
		第2旅客ターミナル 手荷物カウンター	〒144-0041 東京都大田区羽田空港 3-4-2 第2旅客ターミナル 1F 到着ロビー TEL 03-6428-9220	

中部国際空港		手荷物サービス カウンター	〒479-0881 愛知県常滑市セントレア 1-1 中部国際空港ターミナル 3F 出発ロビー・ 2F 到着ロビー TEL 0569-38-9181	出発 6:15 ~ 21:15 到着 6:30 ~ 22:00 (最終便に合 わせて変更 あり)
関西空港		ANA スカイポーター	〒549-0001 大阪府泉佐野市泉州空港北 1 番地 関西国際空港ターミナル 4F 国際線出発ロ ビー・1F 国際線到着ロビー TEL 0724-56-7797	出発 7:00 ~ 21:00 到着 6:30 ~ 22:30
		JAL ABC 宅配 カウンター	〒549-0001 大阪府泉南郡田尻町泉州空港中 1 番地 関西国際空港ターミナル 4F 国際線出発ロ ビー・1F 国際線到着ロビー TEL 0724-55-3454	6:30 ~ 22:30
伊丹空港	南ターミナル	ANA スカイポーター (団体カウンター14番) JAL ABC 宅配カウンター	〒560-0036 大阪府豊中市蛸池西町 3-555 伊丹空港ターミナル南 1F 出発ロビー ANA TEL 06-6856-8330 JAL ABC TEL 06-6856-7238	7:00 ~ 20:00
	北ターミナル	ANA スカイポーター (団体カウンター15番) JAL ABC 宅配カウンター	〒560-0036 大阪府豊中市蛸池西町 3-555 伊丹空港ターミナル北 1F 出発ロビー ANA TEL 06-6856-8328 JAL ABC TEL 06-6856-7238	
広島空港		サンクス広島空港店	〒729-0416 広島県三原市本郷町大字善入寺字平岩 64-31 サンクス広島空港店 TEL 0848-60-8510	6:00 ~ 22:00
福岡空港	国際線	手荷物カウンター	〒812-0851 福岡県福岡市博多区大字青木 739 福岡空港国際線ターミナル 1F 到着ロビー TEL 092-477-0220	出発 7:00 ~ 21:00 到着 8:00 ~ 21:00

	国内線	手荷物カウンター	〒812-0003 福岡県福岡市博多区下臼井 767-1 福岡空港第2ターミナル 1F TEL 092-611-7100	7:00 ~ 21:00
--	-----	----------	---	--------------

エキスパック

平成 22 年 3 月 31 日(水)をもってエキスパック封筒の販売を終了いたしました(ご購入いただきましたエキスパック封筒は、引き続き、従来どおりご利用いただけます。)

特徴

500 円の専用封筒で全国どこでも送ることができる「EXPACK500」。切手も不要、送料の計算も不要、ポストにも投かれます。

ご利用の条件

- (1) エキスパック (EXPACK500) としてのご利用に限ります。(国際郵便にはご利用できません。)
- (2) 速達、書留、セキュリティサービス、引受時刻証明、配達証明、本人限定受取、あて名変換、代金引換及び保冷のお取扱いとすることはできません。
- (3) 配達証がはがれているものは、お引受け、交換 (1) できません。
- (4) 専用封筒が著しく破れているもの、切削加工したものはお引受けできません。
- (5) 封を補強するための粘着テープ等は、表面の表面左上部の印字部分にかからないようご注意ください。
- (6) ガラスや瀬戸物などのわれもの、精密機械などのこわれもの、なまもの・いきもの、芸術作品など代替品の入手が困難なものの送付はご遠慮ください。
- (7) 信書、現金・貴金属等の貴重品、爆発物・毒劇物などの危険物を入れて送付することはできません。
- (8) 一部の郵便差出箱には入りません。
- (9) 万一、滅失又はき損による損害が生じたときは、500 円を払い戻します。
- (10) 次に掲げるものを内容とするものは航空以外の輸送手段によって送達します。(2)

航空法その他の法令又は官公署の命令、規則若しくは要求によって輸送を禁止若しくは制限されたもの。

航空会社において引受けを制限しているもの。

- (1) エキスパックの交換は、次のように変わります。発行時期とデザインの区別については、次ページの (参考) をご覧ください。なお、エキスパック同士の交換は郵便局ではお取扱いしておりません。お近くの郵便事業会社支店 (ゆうゆう窓口) において取り扱いをいたします。

時期	種類	切手類との交換の可否	交換が可能なもの	手数料
民営化前	日本郵政公社発行のエキスパック	可	切手類	40 円
民営化後		可	切手類 エキスパック	不要 40 円
	郵便事業株式会社発行のエキスパック	不可	エキスパックのみ	40 円

- (2) 航空以外の輸送手段によって送達する場合には、エクスパック約款(荷物の引渡しを行う日)に規定する引渡予定日によらずに送達します。

便利なサービス

仕様

角 2 封筒がすっぽり入る厚紙仕様の専用封筒 (2 4 8 mm × 3 4 0 mm) で、A 4 サイズのチラシなら 2 5 0 枚程度封入できます。

発送はスマート&スピーディ

全国翌日配達いたします(一部地域を除きます。)。ポスト投かん、事業所への持込み、集荷といういろいろな差出方法ができるので、送りたいとき、いつでも手軽に素早く送ることができます。

発送後も安心の「追跡サービス」

ご依頼主様保管用シール()に記載の番号により、インターネットやお電話で「追跡サービス」がご利用できます。パソコンやWeb閲覧可能な携帯電話からは、インターネット「ゆうびんホームページ」(<http://www.post.japanpost.jp/>)で配達状況を調べることができます。

- () 差出しの際は、荷送人さまがシールをはがし、保管していただくようお願いいたします。

手渡しでお届けいたします

配達先へは対面でお届けし、受領印又は署名を頂きます(荷送人さまが、荷受人さまの不在時に郵便受箱への配達を指定された場合は、郵便受箱への配達も承ります。)。

充実した配達サービス

午前・午後の1日2回配達です。不在で持ち戻ったエクスパックは、電話により当日19時頃()までに再配達希望のあったものについては、21時頃までに再配達するほか、荷受人さまからのご依頼により、ご希望の場所へ転送いたします(無料)。

- () 電話受付時間は事業所によって異なる場合があります。

集荷サービス

電話をいただければ集荷にお伺いします。詳細は、お近くの事業所へおたずねください。

(参考) 民営化前後のエクスパックのデザイン(丸の部分が大きく変わった部分です)

【民営化前】

【民営化後】

「品名」及び「運送上の注意事項」欄を追加

日本郵便

日本郵政公社

聴覚障害者用・点字ゆうパック

特徴

障がいのある方の福祉の増進を図るために、当社が指定する施設と聴覚に障がいのある方との間で発受されるビデオテープを内容とするゆうパック及び大型の点字図書等を内容とするゆうパックを安い運賃でご利用いただけます。

ご利用の条件

【聴覚障害者用ゆうパック】

- (1) 当社の指定を受けた聴覚に障がいのある方の福祉を増進することを目的とする施設と聴覚に障がいのある方との間にビデオテープの貸出し又は返却のために発受するものであること。
- (2) 重量が3 kgを超えないものであること。
- (3) 施設から差し出されるものは、その施設の所在地の荷物の配達を受け持つ事業所（その事業所に併設する郵便局等を含みます。）又はその事業所の配達受持区域内にある事業所であって支社が指定したものに差し出されたものであること。
- (4) 内容品が容易に認定できるように包装して差し出されたものであること。
- (5) 外装の見やすい所に、次の区分に従い、それぞれ次に掲げる事項を明瞭に記載したものであること。
 - 施設から差し出されるもの
「聴覚障害者用ゆうパック」の文字（ ）並びに施設の名称及び所在地
 - 施設にあてて差し出されるもの
「聴覚障害者用ゆうパック」の文字（ ）
 - （ ）「聴覚障害者用小包」の文字の表示も可。

【点字ゆうパック】

- (1) 内容品の見本を提示して差し出す場合を除き、次に定めるところに従い、その内容品が容易に認定できるように包装して差し出されたものであること。
 - 封筒又は袋に納めるものにあつては、その納入口若しくはこれに相当する部分の一部を開き、又はその内容品の大部分を透視することができるようにすること。
 - その他の包装をするものにあつては、包装の外部に無色透明の部分設けること。
- (2) 外装の見やすい所に「点字ゆうパック」の文字（ ）を明瞭に記載したものであること。
 - （ ）「点字小包」の文字の表示も可。

聴覚に障がいのある方の福祉を目的とする施設の指定

当社所定の書面に定款、寄附行為その他聴覚障がい者の福祉を増進することを目的とする施設であることを証明することができる書類を添付して、当社に提出していただきます。（ ）

- （ ）当社の指定を受けた施設は、その名称若しくは所在地を変更しようとするとき又は聴覚障害者用ゆうパックを差し出す必要がなくなったときは、直ちに当社所定の書面をご利用の条件の(3)の事業所に提出していただくこととします。

運賃表

【聴覚障害者用ゆうパック】

重 量	150g まで	250g まで	500g まで	1 kg まで	2 kg まで	3 kg まで
運賃額	90 円	105 円	145 円	170 円	225 円	295 円

【点字ゆうパック】

(1) 重量 3 kg までのもの

重 量	150g まで	250g まで	500g まで	1 kg まで	2 kg まで	3 kg まで
運賃額	90 円	105 円	145 円	170 円	225 円	295 円

(2) 重量 3 kg を超えるもの

地 帯 重 量	第 1 地帯あて		第 2 地帯あて	第 3 地帯 あて	第 4 地帯 あて
	市内あて	その他			
4 kg まで	315 円	385 円	435 円	490 円	590 円
6 kg まで	375 円	465 円	515 円	570 円	670 円
8 kg まで	405 円	505 円	555 円	610 円	710 円
1 1 kg まで	435 円	545 円	595 円	650 円	750 円
1 2 kg まで	465 円	585 円	635 円	690 円	790 円
1 4 kg まで	495 円	625 円	675 円	730 円	830 円
1 6 kg まで	525 円	665 円	715 円	770 円	870 円
1 8 kg まで	555 円	705 円	755 円	810 円	910 円
2 1 kg まで	585 円	745 円	795 円	850 円	950 円
2 5 kg まで	660 円	845 円	895 円	950 円	1,050 円
3 0 kg まで	735 円	945 円	995 円	1,050 円	1,150 円

「市内あて」とは、当社の同一事業所の配達区域内、都の区の存する区域内又は同一の市町村内のみにおいてその引受け及び引渡しを行うものをいいます。

ポストパケット

特徴

全国どこでも350円均一で送ることができます。ポスト投かんも可能なほか、追跡サービスで配達状況をご確認いただけます。

ご利用の条件

- (1) 大きさは、長さ34cm、幅25cm、厚さ3.5cm以内。
- (2) 重さは1kg以内。
- (3) ポストパケット用シールをご利用いただくか、当社が発行した追跡バーコードを表示していただきます。
- (4) 外装の見やすい所に「ポストパケット」又はこれに相当する文字を表示していただきます。()
()「簡易小包」の文字の表示も可
- (5) ガラスや瀬戸物などのわれもの、精密機械などのこわれもの、なまもの・いきもの、芸術作品など代替品の入手が困難なものの送付はご遠慮ください。
- (6) 信書、現金・貴金属等の貴重品、爆発物・毒劇物などの危険物を内容品とすることはできません。ただし、内容物に関する簡単なあいさつ状等の添え状や送り状は添付することができます。
- (7) 次に掲げるものを内容とするものは航空以外の輸送手段によって送達します。()
航空法その他の法令又は官公署の命令、規則若しくは要求によって輸送を禁止若しくは制限されたもの。
航空会社において引受けを制限しているもの。
() 航空以外の輸送手段によって送達する場合には、ポストパケット約款(荷物の配達を行う日)に規定する配達予定日によらずに送達します。
- (8) あて名変換以外のお取扱いとすることはできません。
- (9) 万一、滅失又はき損による損害が生じたときは、その運賃を返金します。

運賃の支払方法

運賃は、現金又は郵便切手でお支払いいただけるほか、後納又は受取人払若しくは着払とすることができます。

運賃表

重量	運賃額
1kgまで	350円

ゆうメール

特徴

冊子とした印刷物やCD、DVDなどの電磁的記録媒体を、ゆうパックやポストケットよりも安い運賃でお届けするサービスです。ポスト投かんも可能です。書籍やカタログに限らず、冊子とした印刷物一般の送付にご利用いただけます。

ご利用の条件

- (1) 大きさは、長さ・幅・厚さの合計が1.7m以内。
- (2) 重さは3kg以内。
- (3) 外装の見やすい所に「ゆうメール」又はこれに相当する文字を表示していただきます。()
()「冊子小包」の文字の表示も可。
- (4) 次のいずれかの方法により、内容品が確認できるようにしていただきます。
封筒又は袋の納入口などの一部を開く。
内容品の大部分を透視できるよう、包装の外部に無色透明の部分設ける。
内容品の見本を差出事業所で提示する。
- (5) 冊子とした印刷物又は電磁的記録媒体を内容とするものに限り、
例：書籍・雑誌、商品カタログ、会報、各種マニュアル等、カレンダー等
- (6) 信書を内容品とすることはできません。ただし、内容物に関する簡単なあいさつ状等の添え状や送り状は添付することができます。
- (7) 代替品の入手が困難なものの送付はご遠慮ください。
- (8) 次に掲げるものを内容とするものは航空以外の輸送手段によって送達します。()
航空法その他の法令又は官公署の命令、規則若しくは要求によって輸送を禁止若しくは制限されたもの。
航空会社において引受けを制限しているもの。
() 航空以外の輸送手段によって送達する場合には、ポストケット約款(荷物の配達を行う日等)に規定する配達予定日によらずに送達します。
- (9) 次のものに限り、ゆうメールに同封することができます。
付録(内容たる印刷物の重量を超えないもので、印刷物の題号と「付録」の文字を記載してください。)
注文用の払込書用紙、返信に必要な事項を記載した用紙等
例：申込用紙、アンケート用紙、銀行口座振替払込書用紙等
注文用又は返信用の荷受人さまの住所・氏名等を記載した封筒やはがき
注文を促すための商品見本であって、「見本」、「試供品」又は「サンプル」の文字を記載したもの
上記のほか注文又は返信を促すためのものその他これに類するもの
例：割引券(クーポン券)、記念品贈呈券、昼食券(コーヒー券)、駐車券、アンケート用紙等への記入用ボールペン等

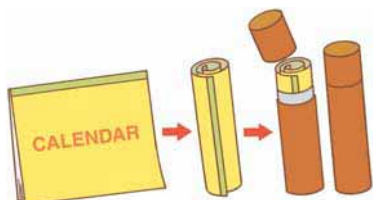
(10) 万一、滅失又はき損による損害が生じたときは、その運賃を返金します。

このようなものもゆうメールとして送れます。



筒状にしても送れます。

コイル状の金具でとじてあるカレンダー等も送れます。



冊子としたものをまとめて筒状に梱包しても送れます。

次のようなものはゆうメールで送ることができません。

印刷以外の方法で内容を記載したもの

運賃の支払方法

運賃は、現金又は郵便切手でお支払いいただけるほか、後納又は受取人払若しくは着払とすることができます。

運賃表

あて先	重量					
	150 gまで	250 gまで	500 gまで	1 kgまで	2 kgまで	2 kg超
全国均一	180円	210円	290円	340円	450円	590円

心身障害者用ゆうメール

特徴

障がいのある方の福祉の増進を図るために、当社に届け出た図書館と障がいのある方との間で図書の閲覧のために発受されるゆうメールを安い運賃でご利用いただけます。

ご利用の条件

- (1) 図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館であって、当社に届け出たものと、身体に重度の障がいのある方又は知的障がいの程度が重い方との間で図書の閲覧のために発受するものに限りします。
- (2) 図書館から差し出されるものは、その図書館の所在地の荷物の配達を受け持つ事業所（その事業所に併設する郵便局を含みます。）又はその事業所の配達受持区域内にある事業所であって支社が指定したものに差し出していただきます。
- (3) 外装の見やすい所に、次の区分に従い、それぞれ次に掲げる事項を明瞭に記載していただきます。
 - 図書館から差し出されるもの
「図書館用ゆうメール」の文字（ ）並びに図書館の名称及び所在地
 - 図書館にあてて差し出されるもの
「図書館用ゆうメール」の文字（ ）
 - （ ） 「図書館用冊子小包」の文字の表示も可。

心身障害者用ゆうメールを発受しようとするときの届出

心身障害者用ゆうメールを発受しようとするときは、あらかじめ当社所定の書面に心身障害者用ゆうメールによる図書の閲覧業務に関する資料を添えて、ご利用の条件の(2)の事業所に提出していただきます。（ ）

- （ ）当社に届け出た図書館は、その名称若しくは所在地を変更するとき又は心身障害者用ゆうメールによる図書の閲覧業務をやめたときは、直ちに当社所定の書面をご利用の条件の(2)の事業所に提出していただきます。

運賃表

重量 あて先	150gまで	250gまで	500gまで	1kgまで	2kgまで	2kg超
全国均一	90円	105円	145円	170円	225円	295円

速達

特徴

速達は、速達としない他の荷物に優先して運送するサービスです。

ご利用の条件

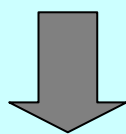
- (1) ゆうメール及び心身障害者用ゆうメールに限りお取扱いをします。
- (2) その外装の見やすい所に朱色の横線を明瞭に施していただきます。
- (3) 当社が別に定める「交通困難地・速達取扱地域外一覧」に掲げる地域には速達として差し出すことはできません。
- (4) 配達日指定のお取扱いとすることはできません。

速達料金

重量	2 kgまで	4 kgまで	30 kgまで
料金	310円	460円	570円

【運賃計算例】

50グラム、ゆうメールを速達として送る場合



【合計額：一般ゆうパック運賃 + 速達料金】

180円 + 310円 = 490円

セキュリティサービス

特徴

セキュリティサービスは、引受けから配達までの荷物の送達過程を記録し、万一荷物が壊れたり届かなかったりした場合に、差出しの際お申出のあった損害要償額の範囲内で実損額を賠償します。

セキュリティサービスは、現金を内容とすることができません。

ご利用の条件

- (1) 一般ゆうパック、点字ゆうパック及び聴覚障害者用ゆうパックに限りお取扱いをします。
- (2) 損害要償額の上限額は、次の表のとおりです。また、損害要償額のお申出がない場合は、次の表の額のお申出があったものとみなします。

区 別	額
損害要償額の上限額	内容品の時価を超えない額であって、50万円を超えないもの
申し出たものとみなされる額	35万円

- (3) セキュリティサービス専用ラベルをご利用いただき、差出事業所が指示するところにより荷物に添付していただきます。
- (4) 金、銀、ダイヤモンド等ゆうパック約款で定める貴重品は、必ずセキュリティサービスとしていただきます。
- (5) 本人限定受取又は引換金額が30万円を超える代金引換のお取扱いとする場合は、必ずセキュリティサービスとしていただきます。
- (6) 郵便差出箱に投かんすることはできません。

セキュリティサービス料金

360円

書留

特徴

書留には、引受けから配達までの荷物の送達過程を記録し、万一荷物が壊れたり届かなかったりした場合に、差出しの際お申出のあった損害要償額の範囲内で実損額を賠償する一般書留と、荷物の引受け及び配達について記録し、万一荷物が壊れたり届かなかったりした場合に、当社が定めた額を限度とする実損額を賠償する簡易書留があります。

書留は、現金を内容とすることができません。

ご利用の条件

【一般書留】

- (1) ゆうメール及び心身障害者用ゆうメールに限りお取扱いをします。
- (2) 事業所において交付する用紙()に荷受人さまの氏名等を記載して差し出していただきます。ただし、差出事業所が必要ないと認めたときは、この限りではありません。
- (3) 損害要償額の上限額は、次の表のとおりです。また、損害要償額のお申出がない場合は、次の表の額のお申出があったものとみなします。

区 別	額
損害要賠償額の上限額	内容品の時価を超えない額であって、500万円を超えないもの
申し出たものとみなされる額	10万円

- (4) 外装の見やすい所に「書留」の文字を明瞭に記載していただきます。ただし、引受時刻証明、配達証明又は本人限定受取のお取扱いをするものは、その記載を省略することができます。
 - (5) 金、銀、ダイヤモンド等ゆうパック約款で定める貴重品は、必ず一般書留としていただきます。
 - (6) 引受時刻証明、配達証明、本人限定受取又は引換金額が30万円を超える代金引換のお取扱いとする場合は、必ず一般書留としていただきます。
 - (7) 郵便差出箱に投かんすることはできません。
- ()用紙は、荷物を差し出そうとする事業所(郵便局を除きます。)の承認を受けて、私製することができます。

【簡易書留】

- (1) ゆうメール及び心身障害者用ゆうメールに限りお取扱いをします。
- (2) 事業所において交付する用紙()に荷受人さまの氏名等を記載して差し出していただきます。ただし、差出事業所が必要ないと認めたときは、この限りではありません。
- (3) 損害賠償は、5万円を限度とします。
- (4) 外装の見やすい所に「簡易書留」の文字を明瞭に記載していただきます。
- (5) 速達、代金引換及び配達日指定以外のお取扱いをすることはできません。

(6) 郵便差出箱に投かんすることはできません。

()用紙は、荷物を差し出そうとする事業所(郵便局を除きます。)の承認を受けて、私製することができます。

書留料金

種類	区分	料金
一般書留	損害要償額 10万円まで	360円
	損害要償額 10万円を超える 5万円までごとに	20円増
簡易書留		300円

【運賃計算例】

50グラムのゆうメールを損害要償額50万円の一般書留として送る場合



【合計額：ゆうメール運賃 + 一般書留料金】

$180円 + 520円 = 700円$

引受時刻証明

特徴

引受時刻証明は、引き受けた時刻を荷物に表示して送達するサービスです。

ご利用の条件

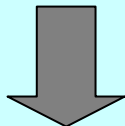
- (1) 一般書留としたゆうメール及び心身障害者用ゆうメールに限りお取扱いをします。
- (2) 外装の見やすい所に「引受時刻証明」の文字を明瞭に記載していただきます。
- (3) 受取人払又は着払とすることはできません。
- (4) 郵便差出箱に投かんすることはできません。

引受時刻証明料金

300円

【運賃計算例】

50グラムのゆうメールを引受時刻証明として送る場合（損害要償額の申出なし）



【合計額：ゆうメール運賃＋一般書留料金＋引受時刻証明料金】

180円＋360円＋300円＝840円

配達証明

特徴

配達証明は、荷物を荷受人さまに配達したことを証明するサービスです。

ご利用の条件

- (1) 一般書留としたゆうメール及び心身障害者用ゆうメールに限りお取扱いをします。
- (2) 外装の見やすい所に「配達証明」の文字を明瞭に記載していただきます。
- (3) 受取人払又は着払とすることはできません。
- (4) 郵便差出箱に投かんすることはできません。

配達証明書の送付方法

荷物を配達したときは、当社において、荷送人さまに配達証明書を通常葉書により送付します。

差出し後の配達証明の請求

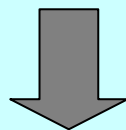
荷送人さまは、荷物を差し出した後でも、差出事業所に荷物の送り状又は受領証を提示することにより、その差出しの日から1年以内に限り、その荷物の配達証明の請求をすることができます。

配達証明料金

請求時期	差出しの際	差出し後
料金	300円	420円

【運賃計算例】

50グラムのゆうメールを配達証明として送る場合（損害要償額の申出なし）



【合計額：ゆうメール運賃 + 一般書留料金 + 配達証明料金】

180円 + 360円 + 300円 = 840円

特定記録

特徴

荷物の引受けを記録するサービスです。お引受けした後の配達状況は、追跡情報システムにより、ご確認いただけます。

ご利用の条件

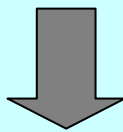
- (1) ゆうメール及び心身障害者用ゆうメールに限りお取扱いをします。
 - (2) 事業所において交付する用紙()に荷送人さまの氏名等を記載して差し出していただきます。ただし、差出事業所が必要ないと認めるときは、この限りではありません。
 - (3) 外装の見やすい所に「特定記録」の文字を明瞭に記載していただきます。
 - (4) 速達及び配達日指定以外のお取扱いとすることはできません。
 - (5) 郵便差出箱に投かんすることはできません。
- ()用紙は、荷物を差し出そうとする事業所(郵便局を除きます。)の承認を受けて、私製することができます。

特定記録料金

160円

【運賃計算例】

50gのゆうメールを特定記録として送る場合



【合計額：ゆうメール運賃 + 特定記録料金】

180円 + 160円 = 340円

特定記録料金の数量割引

【受領証の作成割引】

- (1) 同一の荷送人さまから、同時に300個以上差し出された場合に適用します。
- (2) 荷送人さまの氏名等を記載した用紙を荷物に添え、かつ、その荷物に配達の記録に必要な表示をしていただきます。
- (3) 別納、後納又は計器別納のいずれかの方法によりお支払いいただきます。
- (4) お取扱いが同一のものに限ります。

特定記録料金の割引額

受領証の作成割引

20円/個

配達日指定

特徴

荷物を荷送人さまが指定した日に配達するサービスです。

ご利用の条件

- (1) ゆうメール及び心身障害者用ゆうメールに限りお取扱いをします。
 - (2) 外装の見やすい所に「配達指定日何月何日」(配達指定日が日曜日又は休日に当たるときは、「配達指定日何月何日」の次に「日曜日等」と明瞭に朱記していただきます。
 - (3) 配達日として指定できる日は、荷物の差出しの日の翌々日()から起算して10日以内の日です。
 - (4) 速達又は本人限定受取のお取扱いとすることはできません。
 - (5) 受取人払又は着払とすることはできません。
 - (6) 郵便差出箱に投かんすることはできません。
- () 差出事業所が指定する地域にあてる場合等にあっては、その差出事業所が指定する日とします。

配達日指定料金

50円

本人限定受取

特徴

荷物を名あて人ご本人又は荷送人さまの指定した代人に限りお渡しするサービスです。

ご利用の条件

- (1) 自然人 1 人を名あて人としていただきます。
- (2) セキュリティサービスとした一般ゆうパック、点字ゆうパック及び聴覚障害者用ゆうパック並びに一般書留としたゆうメール及び心身障害者用ゆうメールに限りお取扱いをします。
- (3) ゆうパックにあつては、セキュリティサービス及び代金引換以外のお取扱いとすることはできません。
- (4) ゆうメールにあつては、速達、一般書留、引受時刻証明、配達証明及び代金引換以外のお取扱いとすることはできません。
- (5) 名あて人に代わつて受け取ることができる代人を指定する場合には、名あて人の氏名の傍らに「代人」の文字並びにその代人の氏名及び住所又は居所を記載していただきます。
- (6) 外装の見やすい所に次の文字を明瞭に記載していただきます。
「基本型」・・・「本人限定受取」又はこれに相当する文字
「特例型」・・・「本人限定受取（特）」又はこれに相当する文字
- (7) 配達日希望及び配達時間帯希望のお取扱いをすることはできません。
- (8) 受取人払又は着払とすることはできません。
- (9) 郵便差出箱に投かんすることはできません。

取扱方法

- (1) 荷物の配達を受け持つ事業所等に留め置き、到着通知書を名あて人に送付し、希望する事業所の窓口等において、ご本人であることを示す所定の書類を提示していただいた上でお渡しします。
したがつて、例えば名あて人のご家族であっても、荷送人さまが代人として指定しない限り荷物をお渡しすることはできません。また、荷物のお渡しの際、名あて人又は代人から一定の書類を提示していただきご本人であることを確認します。
本人確認レベル及び配達サービスの有無等により、基本型と特例型のいずれかをお選びいただけます。

	基本型	特例型
名あて人又は代人への連絡方法	配達事業所からの通知書の送付	配達事業所からの到着通知書の送付及び電話連絡
荷物をお渡しする場所	事業所の窓口	事業所の窓口又は名あて人ご本人又は代人に配達
本人確認レベル	運転免許証、パスポート等写真付き公的証明書であれば 1 点、健康保険証等写真の付いていない公的証明書又は写真付き職員証・学生証等であれば 2 点必要	写真のあるなしにかかわらず 1 点の公的証明書

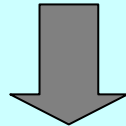
(2) 配達事業所等での留置期間は、荷物が到着してから10日間です。ただし、外装の見やすい所に「留置何日」その他その荷物の留置期間（荷物が配達事業所等に到着してから10日以内とします。）を朱記してあるものについては、その表示の期間とします。

本人限定受取料金

100円

【運賃計算例】

50グラムのゆうメールを本人限定受取として送る場合（損害要償額の申出なし）



【合計額：ゆうメール運賃 + セキュリティサービス料金 + 本人限定受取料金】

180円 + 360円 + 100円 = 640円

名あて人又は代人であることを証明するに足りる書類

本人限定受取の名あて人等であることを証明するに足りる書類は、次の区別に従い、それぞれ次に掲げるもの（荷物を受け取ろうとする者の氏名が記載されており、かつ、荷物を受け取る日において有効なものに限ります。）とします。

1 基本型

(1)又は(2)のいずれかとします。

(1) 次に掲げる書類のいずれか1点。

ア 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第2条第5号に規定する旅券

イ 次に掲げる官公庁が発行した免許証、許可証又は資格証明書等

(ア) 運転免許証

(イ) 船員手帳

(ウ) 海技免状

(エ) 小型船舶操縦免許証

(オ) 猟銃・空気銃所持許可証

(カ) 戦傷病者手帳

(キ) 宅地建物取引主任者証

(ク) 電気工事士免状

(ケ) 無線従事者免許証

(コ) 認定電気工事従事者認定証

- (サ) 特殊電気工事資格者認定証
- (シ) 耐空検査員の証
- (ス) 航空従事者技能証明書
- (セ) 運航管理者技能検定合格証明書
- (ソ) 動力車操縦者運転免許証
- (タ) 教習資格認定証
- (チ) 警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第4項に規定する合格証明書
- (ツ) 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号）第8条に規定する合格証
- (テ) 写真付き住民基本台帳カード

ウ 外国人登録法（昭和27年法律第125号）第5条に規定する外国人登録証明書

エ 官公庁（独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいいます。）特殊法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法（平成11年法律第91号）第4条第15号の規定の適用を受けるものをいいます。）及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいいます。）を含みます。）がその職員に対して発行した身分を証明するに足りる文書でその職員の写真をはり付けたものとし、

(2) 次に掲げる書類のいずれか2点（ただし、キを2点提示することはできません。）

- ア 健康保険、国民健康保険又は船員保険等の被保険者証
- イ 共済組合員証
- ウ 国民年金手帳
- エ 年金手帳
- オ 国民年金、厚生年金保険又は船員保険に係る年金証書
- カ 共済年金又は恩給等の証書
- キ 学生証、会社の身分証明書又は公の機関が発行した資格証明書で写真をはり付けたもの（(1)に掲げるものを除きます。）

2 特例型

1に掲げる書類（荷物を受け取ろうとする者の住所又は居所及び生年月日が記載されているものに限る、(1)のイの(イ)から(ツ)まで並びに(2)のオ及びカに掲げる書類並びに学生証及び会社の身分証明書を除きます。）のいずれか1点。

あて名変換

特徴

インターネットオークション等において、あて名等の代わりに識別符号()を用いることで、荷送人さま・荷受人さま双方が住所・氏名等をお互いに知らせることなく荷物を配達するサービスです。

() 識別符号とは、都道府県と英数字等の組合せをいいます。

ご利用の条件

- (1) 一般ゆうパック及びポストケットに限りお取扱いをします。
 - (2) 運賃等の支払方法は、別納、切手ちょう付、後納とします。
なお、ポストケットにあっては、証紙ちょう付による支払いも可能です。
 - (3) 荷物の送達日数に1日を加えた送達日数の範囲内で配達します。
 - (4) あて名変換専用ラベル又は当社調製のラベルをご利用いただき、差出事業所が指示するところにより荷物に添付していただきます。
 - (5) 一般ゆうパックにあっては、セキュリティサービス以外のお取扱いとすることはできません。
 - (6) ポストケットにあっては、一般書留以外のお取扱いとすることはできません。
 - (7) 一般ゆうパックにあっては、配達日希望のお取扱いをすることはできません。()
 - (8) 一般ゆうパックにあっては、持込割引及び複数口割引の適用があります。
 - (9) 外装の見やすい所に「あて名変換」の文字その他差出事業所が指示する事項を明瞭に記載していただきます。
 - (10) あて名変換とする荷物は、差出し後にあて名変更のお取扱いをすることはできません。
 - (11) 受取人払又は着払とすることはできません。
 - (12) 郵便差出箱に投かんすることはできません。
- () 一般ゆうパックにあっては、配達時間帯希望のお取扱いをすることはできます。

あて名変換料金

一般ゆうパック、点字ゆうパック及び聴覚障害者用ゆうパック
無料

ポストケット
50円

代金引換

特徴

荷物と引換えに荷送人さまが指定された代金を荷受人さまからお預かりし、荷送人さまに送金するサービスです。集金業務のコスト削減に貢献します。

ご利用の条件

- (1) 差出しの際に、住所及び氏名が確認できる資料を提示していただきます。荷送人さまの住所及び氏名を記載いただけない場合は、代金引換のご利用はできません。
- (2) 引換金額は200万円以下としていただきます。
- (3) 引換金額が30万円を超える場合は、一般書留（ゆうパックの場合はセキュリティサービス）としていただきます。
- (4) 引換金額から消費税等（消費税・地方消費税）を差し引いた額が3万円以上の場合は200円、100万円を超える場合は400円を印紙代として引換金額から差し引かせていただきます。
- (5) 特定記録又はあて名変換のお取扱いとすることはできません。
- (6) 受取人払又は着払とすることはできません。
- (7) 郵便差出箱に投かんすることはできません。

表示方法

代金引換専用のラベルを使用して、次のとおり表示します。

- (1) 「普通・書留」欄は、いずれか不要な文字を消してください。
なお、セキュリティサービスとする場合は、当該欄の文字をは全て消して、セキュリティシールを貼り付けていただきます。
 - (2) 通常払込み用又は電信払込み用のラベルを使用してください。普通為替での送金をご希望の場合は、いずれのラベルもご利用いただけますが、口座記号番号及び加入者名欄に斜線を引いていただきます。
 - (3) 電信払込みの場合は、荷送人氏名の「フリガナ」を必ず記入してください。
 - (4) 「送金額」欄には、引換金額から印紙代を差し引いた金額を「 円」のように明瞭に記入してください。引換金額から送金手数料を差し引いたときにマイナスとなる金額を記入することはできません。
 - (5) 荷送人さまが消費税等の納付義務がある場合で、引換金額が30,000円～31,499円の場合は、取引に係る消費税額等を必ず記入してください（ ）。
- （ ）印紙代の確認のために必要となります。

送金方法

- (1) 引換金は、荷送人さまの指定により、ゆうちょ銀行の「通常払込み」、「電信払込み」又は「普通

為替」サービスのいずれかにより送金します。

- (2) 通常払込み及び電信払込みにより送金する場合は、ゆうちょ銀行の口座あての送金となります。口座には、引換金額から送金に係る料金及び印紙代（必要な場合に限りです。）を差し引いた金額が送金されます。
- (3) 普通為替により送金する場合は、引換金額（印紙代が必要な場合は、引換金から印紙代を差し引いた額）から送金にかかる料金を差し引いた額を送金額欄に記入してください。

送金にかかる料金は、下の「送金に係る料金」をご確認ください。

送金のお取扱いが法令や公序良俗に反する行為に利用され又はそのおそれがあると認められる場合は、引換金を送金できない場合もございますので、あらかじめご了承ください。

代金引換取消料及び引換金額の変更料

代金引換とした荷物の荷送人さまは、その荷物の配達前に限り、差出事業所にその荷物の送り状又は受領証を提示して代金引換の取消し又は引換金額の変更を請求することができます。

請求時期	料金
差出事業所におけるその荷物の配達前若しくは交付前又は発送準備完了前に請求があったとき	無料
上欄に掲げるとき以外のとき	550円

代金引換料金

250円

（送金に係る料金は含まれておりません。）

送金に係る料金

送金方法	料金	
	送金額：3万円未満	送金額：3万円以上
通常払込み	120円	330円
電信払込み	525円	735円
普通為替	420円	630円

代金引換まとめ送金

特徴

配達の際、一般ゆうパックと引換えに荷送人さまご指定の代金を荷受人さまからお預かりし、荷送人さまが指定された送金日にゆうちょ銀行の振替口座又は銀行等口座へまとめて送金します。大量に利用する場合には、一般の代金引換の場合と比べて送金手数料が節減でき、引換代金の管理も容易になります。

ご利用の条件

- (1) ご利用に際しては事前にご利用の届出をしていただきます (1)。
- (2) 当社が指定した事業所に差し出させていただきます。
- (3) 代金引換まとめ送金を利用するためのシステム・通信環境を整えていただきます (システム要件・通信環境の条件については、事業所にお問い合わせください。)(2、 3)
- (4) 引換金額は1円以上200万円以下としていただきます。
- (5) 代金引換まとめ送金専用ラベルを使用させていただきます。
- (6) 運賃等の支払方法は、後納 (運賃を後納とする計器別納を含みます。)としていただきます。
- (7) 代金引換の取消し及び引換金額変更の請求をすることはできません。
- (8) 引換金額から消費税等 (消費税・地方消費税) を差し引いた額が3万円以上の場合は200円、100万円を超える場合は400円を印紙代として引換金から差し引いて送金します。(4)
- (9) 郵便差出箱に投かんすることはできません。
- (10) その他、詳しくは、次の URL にご利用規約等を掲載していますのでご覧ください。

http://www.post.japanpost.jp/service/fuka_service/daibiki/matome.html

- (1) ご利用の届出をいただいてから、ご利用開始までに、1か月程度お時間をいただきます。
- (2) ラベル印字・データ処理にご利用いただけるソフトウェア「ゆうパックプリント」を無料で提供しております。詳しくは、次の URL をご覧ください。

<http://www.post.japanpost.jp/youpackprint/index.html>

- (3) 1度ご利用になったゆうパックのお問い合わせ番号はその後1年間利用することはできません。
- (4) 印紙代を確定するために用いる消費税等額は、お客さま専用ページにアップロードしていただく「差出データ」として入力されたものとし、荷送人さまが消費税の課税対象者である場合は、確実に入力してください (入力内容と異なる消費税等額がラベルに記入されていても、これを用いることはありませんので、ご注意ください。)

送金日

指定可能な送金日は、毎月5日、10日、15日、20日、25日、月末日 (12月は28日を月末日とします。送金日当日が指定口座を有する金融機関の休業日である場合は、その直後の営業日 (月末日はその直前の営業日。)) の中から複数の日を選択することができます。

一度ご指定いただいた送金日、口座は、原則として変更できませんので、あらかじめご了承ください。

代金引換まとめ送金料金

代金引換料

代金引換とする一般ゆうパックの月間差出個数	代金引換料
1,000個未満	360円/個
1,000個以上5,000個未満	310円/個
5,000個以上1万個未満	260円/個
1万個以上	210円/個

送金に係る料金は含まれておりません。

送金に係る料金

金額にかかわらず、一度の送金につき次の料金額を引換金額より差し引かせていただきます。

送金先口座	送金料金
ゆうちょ銀行口座	120円/回
みずほ銀行口座	0円/回
みずほコーポレート銀行口座	0円/回
上記以外の銀行等口座	252円/回

代金引換まとめ送金専用ラベル

代金引換		料金後納	
お問い合わせ番号		まとめ送金	
ちょう付用	お届け先	引換金額 円 (引換金に含 む消費税等) 円)	
ゆうパック 日本郵便 特 配速希望日	ご依頼主	円	
配達希望時間帯	受付日	円	
追跡システム用 バーコード	お届け先	円	
ゆうパック 日本郵便 特 配速希望日	ご依頼主	円	
配達希望時間帯	受付日	円	
まとめ送金	お荷物のお 印または署名	担当者印	
まとめ送金 システム バーコード	まとめ送金用コード:		
描 画 欄	取扱いの照会先 (ヘルプデスク) 0570-064569 配達交付日付印は裏面へ (7年保存)		
引換金受領証		日本郵便	
引換金額	円 (引換金に含 む消費税等)	円)	
お届け先	引換金受領日付印		
ご依頼主	引換金の内容に関するお問い合わせは、 ご依頼主様にご連絡ください。 郵便事業株式会社 〒100-8798 東京都千代田区霞が関1-3-2 お問い合わせ番号		
税 務 署 に 送 付 し ま す		印 紙 税 申 告 納 付 に つ き ま す	
配達証控	お問い合わせ番号	日本郵便	
配達希望日	お届け先	引換金額 円 (引換金に含 む消費税等) 円)	
配達希望時間帯	ご依頼主	円	
受付日	まとめ送金用コード:	円	
まとめ送金	配達交付日付印は裏面へ (1年保存) 200770(19.NKS)	円	
品名等			

大口ユーザーラベル、私製ラベルをご利用の場合は、事前に様式を国税局に申請する必要があります。詳しくは当社営業担当にお問い合わせください。

チルドゆうパック

特徴

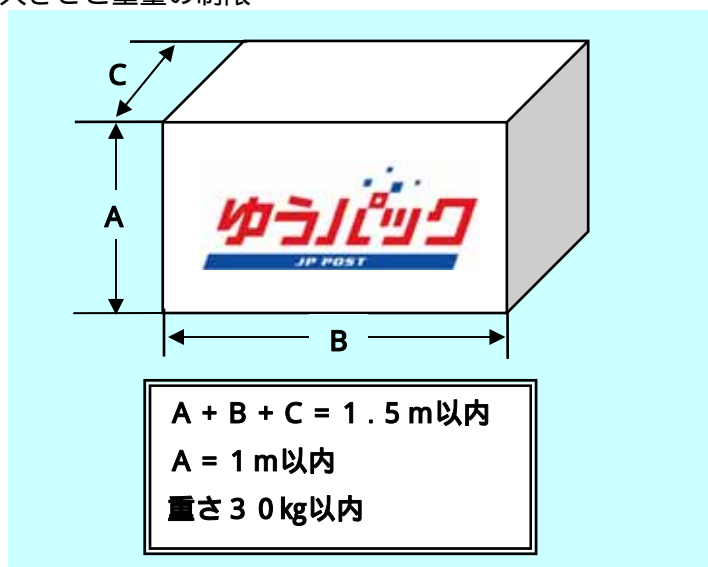
生鮮食品のみずみずしさをしっかりキープし、安全・確実にお届けします。持込割引や配達済通知、再配達的时间帯希望、当日中の再配達、追跡システムなど、一般ゆうパックならではの充実したサービスをご用意しています。

温度管理と正確な取扱いを徹底し、お客さまに愛される高品質なサービスの提供に努めてまいります。

ご利用の条件

- (1) 大きさは、長さ1 m以内で、長さ・幅・厚さの合計が1.5 m以内。
- (2) 重さは30 kg以内。
- (3) 信書以外のものを内容とするものに限り、ただし、内容物に関する簡単なあいさつ状等の添え状や送り状は添付することができます。
- (4) ゆうパックラベルをご利用ください。
- (5) お出しになるまで、予冷していただくようお願いします。
- (6) セキュリティサービス及び代金引換以外のお取扱いとすることはできません。
- (7) 受取人払とすることはできません。
- (8) 郵便差出箱に投かんすることはできません。

大きさと重量の制限



取扱事業所

配達を受け持つ事業所（その事業所に併設する郵便局等を含みます。）及び一部の郵便局でお取扱いをします。

チルドゆうパック運賃

チルドゆうパックの運賃は、一般ゆうパック運賃にチルド料金を加算したものとなります。

一般ゆうパック運賃（基本運賃）

地帯 サイズ	県内あて	第1地帯 あて	第2地帯 あて	第3地帯 あて	第4地帯 あて	第5地帯 あて	第6地帯 あて	第7地帯 あて
60サイズ	600円	700円	800円	900円	1,000円	1,100円	1,200円	1,300円
80サイズ	800円	900円	1,000円	1,100円	1,200円	1,300円	1,400円	1,500円
100サイズ	1,000円	1,100円	1,200円	1,300円	1,400円	1,500円	1,600円	1,700円
120サイズ	1,200円	1,300円	1,400円	1,500円	1,600円	1,700円	1,800円	1,900円
140サイズ	1,400円	1,500円	1,600円	1,700円	1,800円	1,900円	2,000円	2,100円
150サイズ	1,600円	1,700円	1,800円	1,900円	2,000円	2,100円	2,200円	2,300円

事業所の窓口にお持込みの上、差し出されたものについては、1個につき100円割引となります。

次のいずれかの条件を満たすものについては、1個につき50円割引となります。（以下に掲げる条件を同時に満たす場合については、(1)の割引のみを適用します。詳しくは、一般ゆうパックの運賃割引のページをご覧ください。）

- (1) 同じあて先に同時に2個以上送る場合
- (2) 1年以内に同じあて先に送る場合

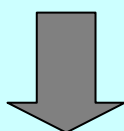
チルド料金

重量	4kgまで	8kgまで	30kgまで
料金	190円	340円	640円

【運賃計算例】

次のものを基本運賃適用のチルドゆうパックとして送る場合

- (1) 80サイズ、2kg、第5地帯あて
- (2) 120サイズ、5kg、第2地帯あて



【合計額：一般ゆうパック運賃 + チルド料金】

- (1) 1,300円 + 190円 = 1,490円
- (2) 1,400円 + 340円 = 1,740円

受取人払・着払

特徴

通信販売の返品やインターネットオークションによる荷物の送付等に幅広く活用されているサービスです。

ご利用の条件

種類	受取人払	着払
対 象	一般ゆうパック、点字ゆうパック、聴覚障害者用ゆうパック、ポスパケット、ゆうメール及び心身障害者用ゆうメール	
事前の承認等	あらかじめ用紙の印刷見本を添えて、配達事業所の承認を受けていただきます。	あらかじめ荷物の荷受人さまに、運賃及び手数料をお支払いいただくことの承諾を得ていただきます。
配布枚数	100枚以上	
運賃支払方法	運賃及び手数料を後納とするか、又は配達の際にお支払いいただきます。 後納とする場合は、原則として所定の担保が必要になります。	
付加できる取扱い	ゆうパックにあつてはセキュリティサービスとするものに、ゆうメールにあつては速達、書留又は特定記録とするものに限り ます。	ゆうばつくにあつてはセキュリティサービスまたはチルド・冷凍とするものに、ゆうメールにあつては速達、書留又は特定記録とするものに限り ます。
差出有効期間	2年以内の日を限って差出有効期間を定めていただきます。	
用紙の大きさ	長辺：10cm～14cm 短辺：8cm～12cm	
表示方法	下の例にならつて青色、緑色又は黒色で印刷した用紙を、荷送人さまが荷物の外装の見やすい所に全面を密着させてはり付けていただきます。	荷物の外装の見やすい所に「着払」の文字を記載していただきます。 また、荷送人の氏名及び住所又は居所を記載していただきます。

空港ゆうパック、ゴルフゆうパック、スキーゆうパック及びエクスパックは、受取人払及び着払とすることはできません。

現在次の荷物については、新たな受取人払の承認受付は終了しております。

- (1) 一般ゆうパック
- (2) 点字ゆうパック
- (3) 聴覚障害者用ゆうパック

受取人払の表示方法

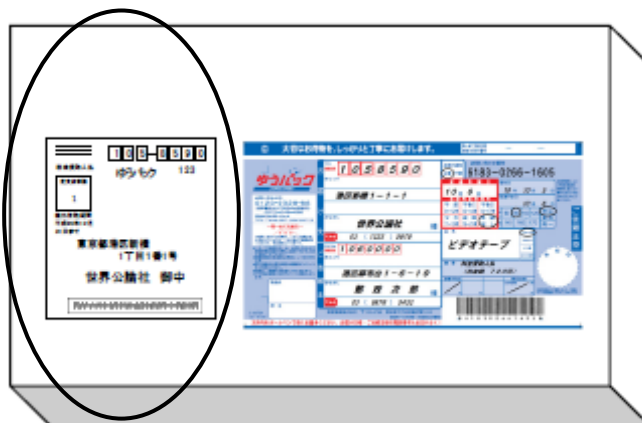
- (1) 枠線の外側の大きさは、縦22.5mm、横18.5mmで、枠の太さは、0.5mm以上です。また、後納とする場合は、枠の内側にもう一つ枠を設け、二重枠とします。
- (2) 承認番号の活字の大きさは、12ポイント以上とします。

- (3) 表示と郵便番号記入枠との間隔は、5 mm以上とします。
- (4) 「速達」とする場合は、外装の見やすい所に朱色の横線を明瞭に施していただきます。
- (5) 「セキュリティサービス」とする場合は、セキュリティシールを貼り付けていただきます。
- (5) 「書留」とする場合は、外装の見やすい所に「書留」（損害要償額が、現金を内容とするものは1万円、現金以外を内容とするものは10万円をそれぞれ超える場合は、「書留」の文字の下にその額を記載します。）又は「簡易書留」の文字を明瞭に記載していただきます。
- (6) 「特定記録」とする場合は、外装の見やすい所に「特定記録」の文字を記載します。

線の太さ 1.0 mm～1.2 mm
各線の中心部間隔 2.0 mm



【ゆうパックへの表示例】



【着払専用ラベル】



手数料

荷物 1 個につき、その荷物の運賃とともに次の手数料をお支払いただきます。

ポスパケット、ゆうメール及び心身障害者用ゆうメール

種類	手数料
(1) 運賃等を後納とするもので、かつ、郵便私書箱に配達するもの	10 円 / 個
(2) 運賃等を後納とするもの又は郵便私書箱に配達するもの	15 円 / 個
(3) 上記の(1)及び(2)以外のもの	20 円 / 個

一般ゆうパック、点字ゆうパック及び聴覚障害者用ゆうパック

無料

着払とした荷物について、配達の際、荷受人さまが、その荷物の運賃と手数料を支払わないときは、荷送人さまに返還します。その際、荷送人さまは、その荷物の運賃を支払っていただきます。

なお、ポスパケット、ゆうメール及び心身障害者用ゆうメールについては、その荷物の運賃に 40 円を加算した額を支払っていただきます。

あて名変更及び取戻し

特徴

荷物を差し出した後で、あて名の間違いや内容の入れ違いに気付いた場合、あて名変更や取戻しの請求ができます。

ご利用の条件

- (1) 請求は、荷物の配達前に限ります。
- (2) 請求は、所定の手数料を添えて、差出事業所、集配事業所（その事業所に併設する郵便局を含みます。）又は支社が指定した事業所にさせていただきます。
- (3) 第一種郵便物（定形外郵便物を除きます。）と同時配達とした荷物の一方についてあて名変更又は取戻しの請求があったときは、他方についても同一の請求があったものとみなします。

当社が必要と認めるときは、正当な荷送人さまであることを確認するために本人確認ができる証明資料、委任状その他のことによって確認させていただくことがあります。

手数料

エクスパック、ボスパケット及びゆうメール

請求時期	手数料
(1) 差出事業所におけるその荷物の配達前若しくは引渡し前又は発送準備完了前に、その事業所に請求があったとき	無料
(2) その荷物を配達すべき事業所（その事業所に併設する郵便局等を含みます。）に請求があったとき	400円
(3) (1)及び(2)に掲げるとき以外のとき	550円

ゆうパック 実費

別納

特徴

荷物の運賃等を切手や現金等でお支払いいただく方法です。

運賃一括支払で便利、荷物の差出状況（月日、個数、金額）の記録ができるなど、さまざまなメリットがあります。

運賃の支払方法

- (1) 運賃及び料金の額が同一で、同時に次の個数以上差し出す荷物は、その運賃及び料金を別納とすることができます。（運賃及び料金の額が同一でない場合であっても、運賃及び料金の額ごとに分けて差し出すものは、別納とすることができます。）

区別	差出個数
一般ゆうパック	1個
ゴルフゆうパック	
スキーゆうパック	
空港ゆうパック	
点字ゆうパック	10個（郵便物の差出通数を含みます。）
聴覚障害者用ゆうパック	
ポストケット	
ゆうメール	
心身障害者用ゆうメール	

- (2) 差出しの際に次の方法によりお支払いいただきます。

現金	切手	計器の証紙	小切手
		(1)	(2)

(1) ゆうパックのお取り扱いは終了しております。

(2) ご利用いただける小切手の種類が限られていますので、詳しくは事業所へお尋ねください。


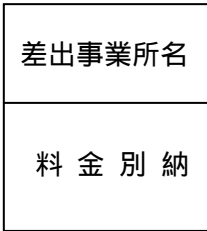
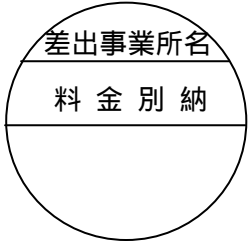
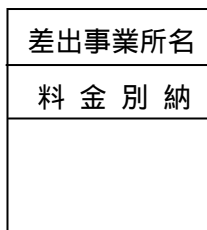
表示方法

荷物の表面左上部（横に長いものにあっては、右上部）に次の表示をしていただきます。

荷物の外装に、荷送人さまの氏名及び住所又は居所を明瞭に記載してあれば、表示中の差出事業所名を省略できます。

なお、四角形の表示や下部2分の1に荷送人さまの業務を示す広告等を記載した表示も使用することができます。

【表示方法の例】

	<p>径は、2 cm ~ 3 cm とします。</p> <p>なお、差出事業所に併設する事業所がある場合にあっては、その併設する事業所名を表示することにより、差出事業所名の表示に代えることができます。以下同じとします。</p>
	<p>枠線の外側の大きさは、縦及び横のそれぞれが 2 cm ~ 3 cm とします。</p>
	<p>径は、2 cm ~ 3 cm とします。また、枠内の下部 2 分の 1 以内の部分には、荷送人さまの業務を示す広告及び装飾のための簡単な模様又はこれに類する事項（荷送人さまを示すものに限ります。）を記載することができます。</p>
	<p>枠線の外側の大きさは、縦及び横のそれぞれが 2 cm ~ 3 cm とします。また、枠内の下部 2 分の 1 以内の部分には、荷送人さまの業務を示す広告及び装飾のための簡単な模様又はこれに類する事項（荷送人さまを示すものに限ります。）を記載することができます。</p>

従来のように「料金別納」の文字が「料金別納郵便」となっている場合であっても、荷物のサービス名称を明瞭に表示しているものについては、そのままご利用いただけます。

「料金後納」の所定の表示をして調製した封筒等であっても、差出しの際に差出事業所の承認を受けていただければ、そのまま別納としてご利用いただけます。

ゆうパックにあっては、上記の表示は不要です。

後納

特徴

1 か月間に差し出された荷物の運賃等を翌月まとめてお支払いいただけます。金融機関の預貯金口座からの自動支払ができ、発送作業や経理業務の効率化に貢献。差出条件によっては月間割引制度の適用が受けられ、経費節減を図ることができます。

ご利用の条件

(1) 毎月次の個数の荷物を差し出していただきます。

区別	差出個数
ゆうパック	10個 (郵便物についても差し出す場合は、50個(郵便物の差出通数を含みます。))
ゴルフゆうパック	
スキーゆうパック	
空港ゆうパック	
点字ゆうパック	
聴覚障害者用ゆうパック	
ポストケット	50個(郵便物の差出通数を含みます。)
ゆうメール	
心身障害者用ゆうメール	

(2) 事前に取り扱店の承認を受けていただきます(後納とする荷物を差し出そうとする事業所に書面を提出していただきます。)

(3) 1 か月間に差し出す荷物の運賃等の概算額(郵便物についてもご利用される場合は、郵便物の料金の概算額を含みます。)の2倍以上に相当する額の担保を提供してください(1)。担保は次のいずれかです。

現金

当社が定める有価証券(2)

当社が定める保証(2)

(1) 当社が指定した支払期限までに支払われなかった場合は、その支払うべき運賃等及び延滞利息に相当する額を提供していただいた担保により充当することがあります。この場合、提供していただいた担保により充当してもなお残額があるときは、その残額を返還します。

(2) 詳しくは事業所へお尋ねください。

(4) 後納利用を開始された後、後納運賃等の額(郵便物についてもご利用される場合は、郵便料金の額を含みます。)の異動に応じて、担保を増減することがあります。担保の額が2分の1に軽減された後においても同様です。

(5) ご利用状況によっては、後納の取扱いを停止し、又は後納の承認を取り消すことがあります。

担保の軽減・免除

【担保の軽減】

最近1年以上継続して後納運賃等(郵便物についてもご利用される場合は、郵便料金を含みます。以下「担保の軽減・免除」の項目において同じとします。)を支払期限までに確実にお支払いいただいた場合(後納承認店から、計器別納取扱承認(計器別納特例承認を含みます。))、受取人払又は着払後納の承認を受け、それぞれの承認に係る運賃等(郵便物についてもご利用される場合は、郵便料金

を含みます。以下「担保の軽減・免除」の項目において同じとします。)を後納している方にとっては、更に最近1年以内にその運賃等を支払期限までに確実に支払いただいた場合に限り、お申出により担保の額を2分の1に軽減します。

ただし、担保の軽減を受けた方が、後納運賃等を支払期限までにお支払いただかなかった場合(後納承認店から、計器別納取扱承認(計器別納特例承認を含みます。))、受取人払又は着払後納の承認を受け、それぞれの承認に係る運賃等を後納している方にとっては、支払期限までにその運賃等を支払わなかったときを含みます。)は、直ちに軽減された額に相当する担保を新たに提供していただきます。

【担保の免除】

荷送人さまが次のいずれかに該当する場合は、担保を免除します。

- (1) 官公署、特別の法律をもって設立された法人(当社が指定するものに限り。)
- (2) 上場会社であって後納承認店に申出をしたもの(最近6か月以内の1月において後納運賃等を支払期限までに支払っていないもの(後納承認店から、計器別納取扱承認(計器別納特例承認を含みます。))、受取人払又は着払後納の承認を受け、それぞれの運賃等を後納している方で、最近6か月以内の1月においてその運賃等を支払期限までに支払っていないものを含みます。)を除きます。)
- (3) 1か月間に差し出す荷物にかかる運賃等の概算額が50万円未満で、次のいずれかに該当すると認められる場合

最近6か月以上、後納運賃等を支払期限までに確実に支払いただいている方(後納承認店から、計器別納取扱承認(計器別納特例承認を含みます。))、受取人払又は着払後納の承認を受け、それぞれの運賃等を後納している者にとっては、更に最近6か月以内にその運賃等を支払期限までに確実に支払った方に限り。)

申出の際提示する資料その他の情報により後納運賃等を支払期限までに確実に支払いただけると認められる方

- (4) 後納運賃等を過去3年以上継続して支払期限までに確実に支払いただいた方(5)により担保の免除を受けた方を除きます。)であって、後納承認店に申出をしたもの
- (5) (4)により担保の免除を受けている法人の本店、支店等であって当社所定の書面(その法人の登記簿謄本その他の法人であることを証明する資料を添付していただきます。)により、後納承認店に申出をされた方

ただし、(2)~(5)により担保の免除を受けた方が、後納運賃等を支払期限までにお支払いただかなかった場合(後納承認店から、計器別納取扱承認(計器別納特例承認を含みます。))、受取人払又は着払後納の承認を受け、それぞれの承認に係る運賃等を後納している方にとっては、支払期限までにその運賃等を支払わなかったときを含みます。)は、直ちに所定の担保を提供していただきます。

後納承認を行うことができる事業所

集配事業所及び支社が指定した事業所(郵便局を除きます。)()

()郵便局では承認請求の取次ぎは行いますが、承認は行いません。

差出方法

荷物に差出票と当社が発行するゆうびんビズカードを添えて、後納承認店が差出事業所として指定した事業所に差し出していただきます。

支払期限及び支払方法

- (1) 1か月分をまとめて、翌月の20日までに当社の指定する預金口座への振込の方法によりお支払いいただきます。
- (2) 事前に後納承認店の承認を受け、後納運賃等（郵便物についてもご利用される場合は、郵便料金を含みます。）を金融機関の預貯金口座からの振替によりお支払いいただくこともできます。
- (3) 後納による差出しを廃止したとき又は後納の承認を取り消されたときは、当社の指示に従いその運賃等をお支払いいただきます。

延滞利息

お支払いいただくべき運賃等（延滞利息を除きます。）について支払期限日を経過してもなおお支払いいただけない場合は、支払期限日の翌日から支払の日の前日までの日数について、年14.5パーセントの割合（閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とします。）で計算して得た額を延滞利息としてお支払いいただきます。ただし、次の場合には、延滞利息のお支払を要しません。

- (1) お支払いいただくべき荷物に関する運賃等（郵便物についてもご利用される場合は、郵便に関する料金を含みます。以下「延滞利息」の項目において同じとします。）の合計が、1,000円未満である場合
- (2) お支払いいただくべき荷物に関する運賃等に係る延滞利息の額が100円未満である場合


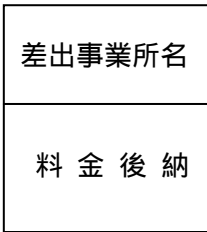

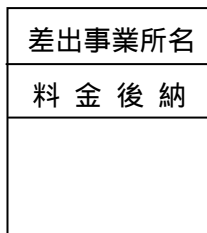
なお、延滞利息は、原則として、運賃等をお支払いいただく方が延滞利息の計算の対象となる運賃等を支払った直後に支払義務が発生する運賃等と合わせて支払っていただきます。

表示方法

荷物の表面左上部（横に長いものにあつては、右上部）に次の表示をしていただきます。

荷物の外装に、荷送人さまの氏名及び住所又は居所を明瞭に記載してあれば、表示中の差出事業所名は省略できます。

なお、四角形の表示や下部2分の1に荷送人さまの業務を示す広告等を記載した表示も使用することができます。

	<p>径は、2 cm ~ 3 cm とします。なお、差出事業所に併設する事業所がある場合にあっては、その併設する事業所名を表示することにより、差出事業所名の表示に代えることができます。以下同じとします。</p>
	<p>枠線の外側の大きさは、縦及び横のそれぞれが2 cm ~ 3 cm とします。</p>
	<p>径は、2 cm ~ 3 cm とします。また、枠内の下部2分の1以内の部分には、荷送人さまの業務を示す広告及び装飾のための簡単な模様又はこれに類する事項（荷送人さまを示すものに限ります。）を記載することができます。</p>
	<p>枠線の外側の大きさは、縦及び横のそれぞれが2 cm ~ 3 cm とします。また、枠内の下部2分の1以内の部分には、荷送人さまの業務を示す広告及び装飾のための簡単な模様又はこれに類する事項（荷送人さまを示すものに限ります。）を記載することができます。</p>

あらかじめ「後納」の表示がされている当社所定のゆうパックラベルを使用する場合は、ゆうパックの表面への「後納」表示は不要です。

従来のように「料金後納」の文字が「料金後納郵便」となっている場合であっても、荷物のサービス名称を明瞭に表示しているものについては、そのままご利用いただけます。

「料金別納」の所定の表示をして調製した封筒等であっても、差出しの際に差出事業所の承認を受けていただければ、そのまま後納としてご利用いただけます。

ゆうパックにあつては、上記の表示は不要です。

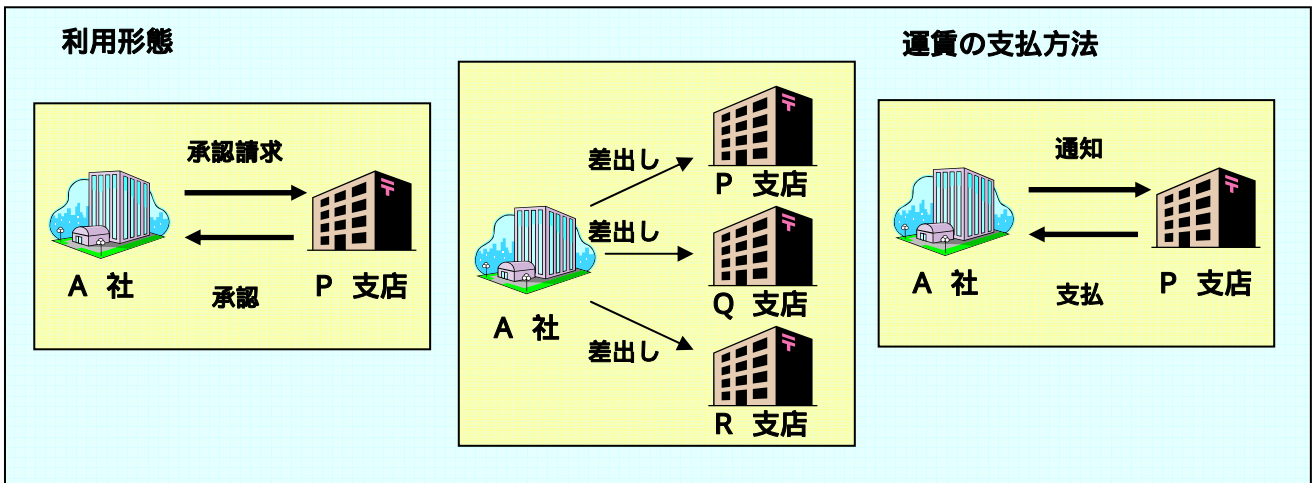
後納の便利な利用方法（他店差出制度）

さまざまな形態で大量の荷物を差し出す企業の事務処理や経理業務の効率化に

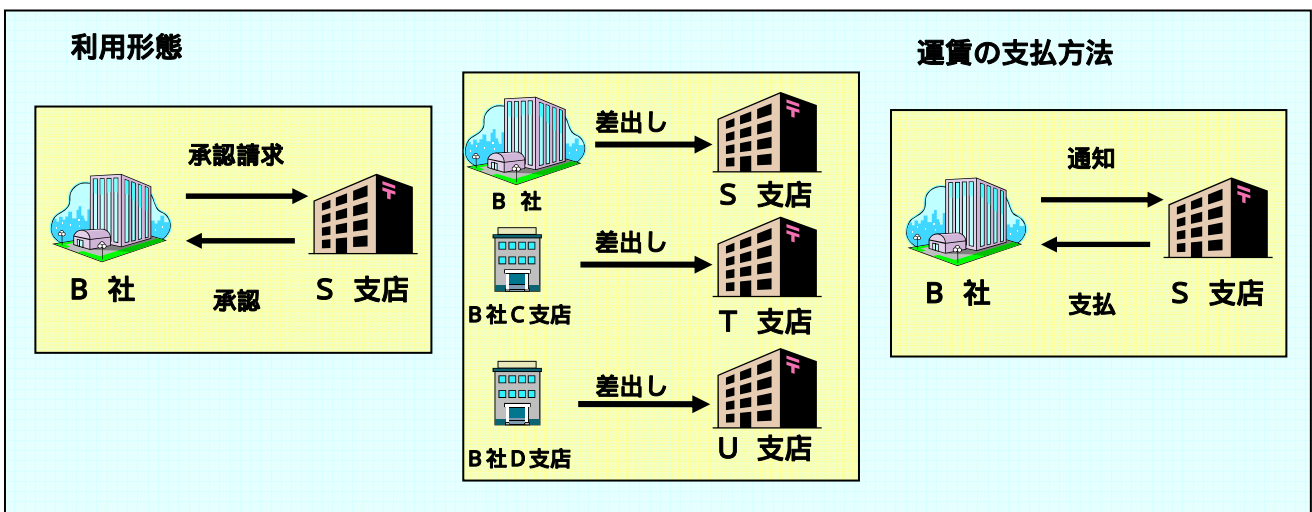
複数の事業所で後納とする荷物を差し出される場合は、1か所の事業所（特例承認店（ ）に限ります。）で後納の承認請求、担保の提供及び運賃等のお支払を一括して行うことができます。

（ ）後納の取扱量が大量である事業所として、支社が指定したものをいいます。

【利用例 1】：A社は、特例承認店であるP支店の他店差出承認を受ければ、Q支店及びR支店にも荷物を後納として差し出すことができます。



【利用例 2】：B社は、特例承認店であるS支店の他店差出承認を受ければ、S支店のほか、「B社C支店」の名称でT支店に、また、「B社D支店」の名称でU支店にも荷物を後納として差し出すことができます。



計器別納

特徴

料金計器で荷物に運賃等の支払の表示（印影）をして差し出すことができます。運賃等を社内管理、一括支払できるため、事務・経理業務がスムーズになります。

料金計器の種類によっては、フリースペースに広告等を表示することができます。

ご利用の条件

- (1) あらかじめ当社が指定した料金計器をご用意ください。
- (2) 料金計器の印影に表示された事業所に料金計器をお持ちいただき、承認請求書を提出して、取扱店の承認を受けていただきます。
- (3) 荷物の外装の見やすい所に料金計器の印影を明瞭に表示して差し出していただきます。

計器別納の承認を行うことができる事業所

集配事業所及び支社が指定した事業所（郵便局を除きます。）()

() 郵便局では承認請求の取次ぎは行いますが、承認は行いません。

差出方法

- (1) 原則として料金計器の印影に表示された事業所に差し出していただきます。
- (2) 印影に表示された日に差し出していただきます。ただし、印影の上部に黒色の横線を表示したもの（以下の図を参照）は、印影に表示された日の翌日に差し出すことができます。



支払方法

運賃は、予納又は後納とすることができます（ ）。なお、後納の場合は、1か月間に差し出す荷物の運賃等の概算額（郵便物についてご利用される場合は、郵便物の料金の概算額を含みます。）の2倍以上に相当する額の担保を提供していただきます。後納とする場合の担保や運賃支払方法は一般の後納と同様ですので、詳しくは【後納】のページをご覧ください。

() 次の場合には後納に限られます。

- ・電子計算機連動型料金計器（取扱事業者のデータセンターのコンピュータ管理により使用金額をセットするもの）を使用する場合
- ・同一事業所名の複数の料金計器を使用する場合

当社が指定した料金計器の販売会社

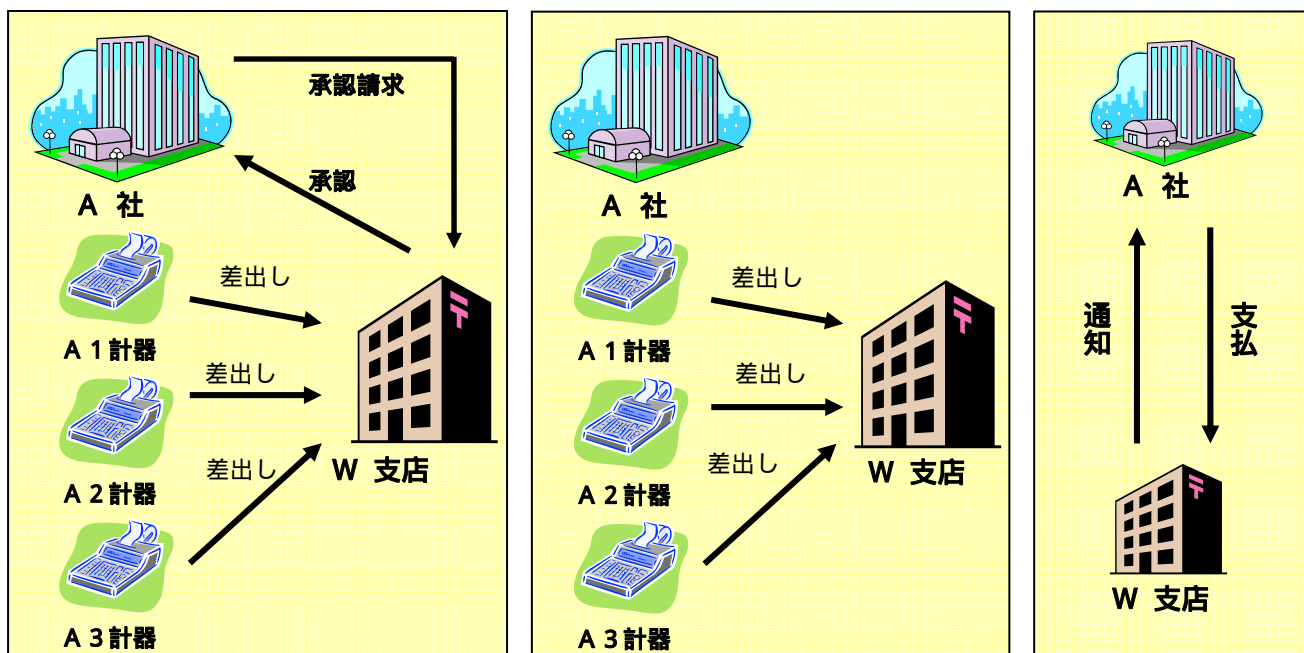
会社名	住所・電話番号
スクリプト（株）	〒162-0814 東京都新宿区新小川町5-1ニューリバー51ビル Tel. (03) 3235-8051
ビツニーボウズ ジャパン(株)	〒142-0041 東京都品川区戸越1-7-1戸越NIビル Tel. (03) 5750-4111
日本システムス（株）	〒578-0921 大阪府東大阪市水走2-16-15 Tel. (072) 964-5469
日清紡ポスタルケミカル（株）	〒103-0001 東京都中央区日本橋小伝馬町14-5 メローナ日本橋ビル Tel. (03) 3665-8972
ネオポスト ジャパン（株）	〒173-0023 東京都板橋区大山町23-1 Tel. (03) 5995-3101

便利なサービス

(1) 同一の事業所名を表示する複数の料金計器を所持し、その事業所に荷物を差し出す場合

一括して承認請求を行うことにより、複数の料金計器について料金計器別納の取扱承認を受けることができます。また、担保の提供及び運賃等のお支払も一括して行うことができます。

利用例：A社はW支店名を表示するA1、A2、A3の3つの料金計器について、料金計器別納の取扱承認請求をW支店に一括して行うことができます。

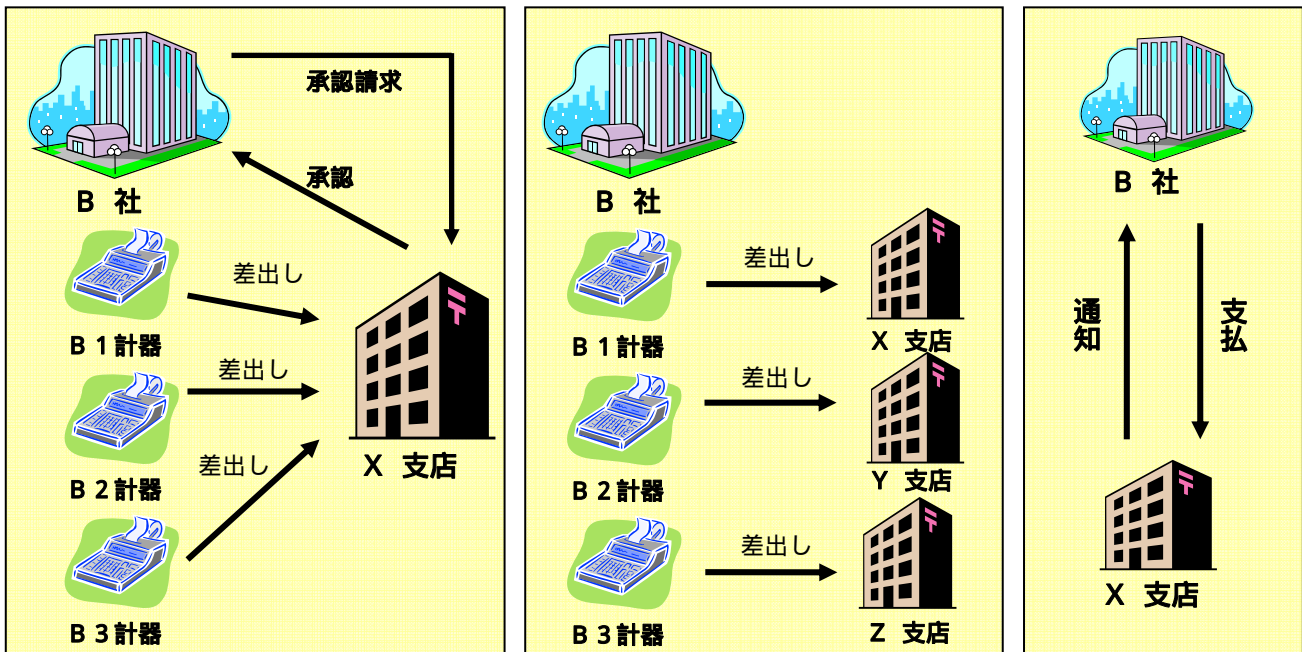


(2) 異なる事業所名を表示する複数の料金計器を所持し、複数の事業所に荷物を差し出す場合

計器別納特例取扱店 () の1店に承認請求を行うことで、異なる事業所名を表示する料金計器についても承認を受けることができます。また、この承認を受けた場合は、担保の提供及び運賃のお支払も一括して行うことができます。

() 計器別納の取扱量が大量である事業所として、支社が指定したものをいいます。

利用例：B社はX支店名を表示するB1料金計器、Y支店名を表示するB2料金計器、Z支店名を表示するB3料金計器の承認請求を料金計器別納特例取扱店であるX支店に一括して行うことができます。



荷物の配達等

通常配達

全国各地（一部離島や山間地を除きます。）に翌日又は翌々日にお届けします。

ゆうパック及びエクスパックについては、原則として、荷受人さまに對面でお荷物を受け渡しの上、受領印又は書名をいただきます。

ポストパック及びゆうメールについては、原則として、外装に表示された住所又は居所の郵便受箱等に荷物を配達します。

荷受人さま不在時の配達

荷受人さま不在その他の事由によって配達できなかった荷物は、荷物の配達を受け持つ事業所又は別に指定した事業所の窓口において交付（その事業所に併設する事業所の窓口において交付することがあります。）するほか、荷受人さまのお申出により、次の方法により交付し、又は配達します。

- (1) 荷受人さまが指定した事業所の窓口において交付（その事業所に併設する事業所の窓口において交付することがあります。）
- (2) その荷物の配達を受け持つ事業所が指定して公示した場所であって、荷受人さまが指定したものに於いて荷受人さまに交付
- (3) 配達事業所の配達区域内又はあて所の最寄りの場所において荷受人さまが指定した代人に配達
- (4) 荷受人さまの勤務場所に配達
- (5) 荷受人さまが指定した場所であって、配達事業所が適当と認めたものに配達

なお、荷送人さまから(1)から(5)までのお申出がない場合であって、荷送人さまが荷物の外装に記載することにより指定した場所であって、配達事業所が適当と認めたものに配達することがあります。

荷受人さま以外への配達

次の方法により交付又は配達した荷物は、荷受人さまに對して配達したものとみなします。

- (1) 配達先が住宅の場合は、その配達先における同居者又はこれに準ずる者に配達した場合
- (2) 同一建物内又は同一構内にある荷受人さまにあてた荷物を、その建物又は構内の管理者の事務所又は受付に配達した場合
- (3) 荷受人さまの隣人（荷受人さまが集合住宅に居住する場合は、その管理人を含みます。）に配達をした場合（ゆうパック及びエクスパックのみ）（ 1 ）
- (4) 安全な管理及び保管が可能である宅配ボックスへ配達した場合（ 2 ）
- (5) 荷受人さまの氏名が2名以上書かれている荷物を、そのうちの1名に交付又は配達した場合
 - 1 荷受人さまの隣人が承諾をした場合に限りです。
 - 2 荷受人さまに宅配ボックスへ荷物を入れた旨を書面によって通知します。

転居先への転送サービス

お引越の際には、事業所に転居届を出しておくだけで、1年間、旧住所あての荷物を新住所に無料で転送します。（外装の見やすい所に「転送不要」の文字等を明瞭に記載した荷物については、この限りではありません。）

また、事業所では、お客さまの大切な荷物を確実にお届けするため、転居届の提出の際に、ご本人であることの確認をさせていただきます。転居される際には、お早目に事業所（できるだけ旧住所の最寄りの事業所）の窓口にお越しの上、手続きを行ってください。

留置

(1) 留置の表示のある荷物は、その荷物の配達を受け持つ事業所又はその事業所に併設する郵便局（外装に事業所の表示があるときは、その表示された事業所又はその事業所に併設する事業所）に留め置き、荷受人さまの来店を待って交付します。

チルドゆうパック・冷凍ゆうパックは、上記の事業所以外の事業所で留め置くことがあります。

(2) 留置期間は、荷物が配達事業所に到着した日から10日間とします。ただし、交通が不便であるため荷受人さまが10日以内に来店できない地域にあてたものにあつては、留置期間を2か月まで延長することがあります。

(3) 荷受人さまは、その荷物の交付前に限り、その荷物の転送又は配達を請求することができます。ただし、転送の請求は1回に限らせていただきます。

不在による荷物の留置期間

最初の配達の日又は不在となる期間の満了の日から7日間（荷受人さまが留置期間の延長を申し出たものは、最初の配達の日から10日）は事業所で荷物を留め置きます。

荷受人さまが不在届を提出している場合は、最長で30日間留め置きます。

郵便私書箱への配達

(1) 郵便私書箱番号を肩書した荷物は、その郵便私書箱に配達します。ただし、書留等のお取扱いをするものやゆうパック等受領印等をいただく荷物及び郵便私書箱に入らない荷物は、別に保管し、その旨を郵便私書箱の使用者に通知した上、窓口で交付します。

(2) 郵便私書箱番号を肩書しない荷物であっても、郵便私書箱の使用者にあて、又は使用者を肩書したものは、郵便私書箱に配達することがあります。

郵便私書箱のご利用条件につきましては、事業所へお尋ねください。

交通困難地にあてた荷物の交付

特に交通困難であるため配達することができない地域として当社が定める地域にあてた荷物は、その地域にあてた荷物の交付事務を取り扱う事業所に原則として、2か月間留め置き、荷受人さまの来店を待って交付します。

非常災害時の取扱い

天災その他の非常災害のため一定期間内通常の方法により荷物を配達することができない地域にあてた荷物は、その荷物の配達を受け持つ事業所又はその事業所が指定する事業所にその期間留め置き、荷受人さまの来店を待って交付します。

同時配達取扱い

荷物と同時に差し出された1通の第一種郵便物（定形外郵便物を除きます。）であって、次の条件を満たすものは、その荷物と同時に配達又は交付します。

- (1) あて名が荷物のあて名と同一であること。
- (2) 荷物の表面にその裏面を密着させて、送達中荷物から離れないこと。
- (3) 重量が25グラムを超えないこと。
- (4) 外装の見やすい所に「同時配達」の文字を明瞭に記載してあること。

危害を与える動物により配達困難な場合

咬癖のある犬などを飼育し、又はその活動を放置しているために荷物の配達困難な場合において、その危険を防止する措置が講ぜられないときは、荷物の配達を行わない場合があります。その際には、荷物を事業所に留め置き、荷受人さまの来店を待って交付します。

損害賠償

書留としないゆうパックの損害賠償（き損・滅失）

- (1) ゆうパックの一部又は全部をき損・滅失した場合は、30万円を限度とする実損額を賠償します。
(2) ゆうパックの損害が以下に掲げる事由により生じた場合は、その損害を賠償しません。

荷物の欠陥、自然の消耗

荷物の性質による発火、爆発、むれ、かび、腐敗、変色、さびその他これに類似する事由
同盟怠業、同盟罷業、社会的騒擾その他の事変又は強盗

不可抗力による火災

予見できない異常な交通障害

地震、津波、高潮、大水、暴風雨、地すべり、山崩れその他の天災

法令又は公権力の発動による運送の差止め、開封、没収、差押え又は第三者への引渡し

荷送人が記載すべき送り状の記載事項の記載過誤その他荷送人又は荷受人の故意又は過失

～ までの免責事由は遅延による損害に対しても適用します。

セキュリティサービスとしないゆうパックの損害賠償（遅延）

ゆうパックの遅延が生じた場合は、遅延により生じた財産上の損害を運賃等を限度として賠償しません。

ゆうパックの遅延とは、不在連絡票による通知が引渡予定日の翌日までに行われたときを除き、ゆうパックの引渡し引渡予定日の翌日までに行われなかった場合をいいます。

ゴルフ・スキー・空港ゆうパックの遅延損害賠償

ゴルフ・スキー・空港ゆうパックをその配達予定日までに配達できなかった場合は、その荷物を使用できなかったことにより生じた財産上の損害を30万円を限度として賠償します。

セキュリティサービスとするゆうパックの損害賠償

荷物の内容品の額を超えない額であって、50万円を上限とする金額を賠償します。ただし、損害要償額のお申出がなかった場合は35万円を限度とします。

エクスパックの損害賠償

エクスパックの損害賠償は、き損又は滅失に限り、運賃を支払った方からの請求により、運賃を賠償（返金）します。

ポスパケットの損害賠償

き損又は滅失に限り、その運賃を支払った方からの請求により、運賃を賠償（返金）します。
付加サービス等の不取扱いについては、その料金等を支払った方からの請求により、その料金等相当額を返金します。
免責事由はゆうパックと同様です。

書留としないゆうメール・心身障害者用ゆうメールの損害賠償

き損又は滅失に限り、運賃を支払った方からの請求により、運賃を賠償（返金）します。
付加サービス等の不取扱いについては、その料金等を支払った方からの請求により、その料金等相当額を返金します。
免責事由はゆうパックと同様です。

書留とするゆうメール・心身障害者用ゆうメールの損害賠償

一般書留とするゆうメール・心身障害者用ゆうメールについては、荷物の内容額を超えない額であって、500万円を上限とする金額を賠償します。ただし、損害要償額のお申出がなかった場合は10万円を限度とします。
また、簡易書留とするゆうメール・心身障害者用ゆうメールについては、荷物の内容額を超えない額であって、5万円を上限とする金額を賠償します。

代金引換とした荷物の損害賠償

引換金をいただかないで代金引換とした荷物を荷受人さまに交付したときは、その引換金額を賠償します。

運賃等の返還

次に掲げる事由が生じた場合は、荷受人さまが荷物を受け取った日から1年間（ポスパケット・ゆうメール・心身障害者用ゆうメールについては差し出した日から1年間）に限り、運賃及び料金等を返還いたします。

【ゆうパック】

- (1) 過払の運賃等
- (2) 速達等の取扱いを付加した荷物において、当社がその取扱いをしなかった場合、又はその取扱いを

しないのと同様の結果を生じた場合における料金

- (3) 当社が損害賠償をしなければならない場合におけるその荷物の運賃及び料金（書留料金を除きます。）
- (4) 書留としない荷物をき損した場合であって、当社の責めに帰すべき事由があるとき（(3)に規定する場合を除きます。）におけるその荷物の運賃
- (5) あて名又は識別符号が詳細かつ明確に記載されている荷物を荷送人に返還した場合であって、当社の責めに帰すべき事由があるときにおけるその荷物の運賃
- (6) 書留としない代金引換とした荷物を亡失した場合であって、当社の責めに帰すべき事由があるとき（(3)に規定する場合を除きます。）におけるその荷物の運賃

【ポストケット、ゆうメール及び心身障害者用ゆうメール】

- (1) 過払の運賃等
- (2) 速達等の取扱いを付加した荷物において、当社がその取扱いをしなかった場合、又はその取扱いをしないのと同様の結果を生じた場合における料金
- (3) 当社が損害賠償をしなければならない場合におけるその荷物の運賃及び料金（書留料金を除きます。）
- (4) 書留としない荷物をき損した場合であって、当社の責めに帰すべき事由があるとき（(3)に規定する場合を除きます。）におけるその荷物の運賃
- (5) あて名が詳細かつ明確に記載されている荷物を荷送人に返還した場合であって、当社の責めに帰すべき事由があるときにおけるその荷物の運賃
- (6) 書留としない代金引換とした荷物を亡失した場合であって、当社の責めに帰すべき事由があるとき（(3)に規定する場合を除きます。）におけるその荷物の運賃
- (7) 特定記録とする荷物を亡失した場合であって、当社の責めに帰すべき事由があるとき（(3)に規定する場合を除きます。）におけるその荷物の運賃

損害賠償後の荷物の発見

損害賠償をした後、その荷物の全部又は一部を発見したときは、その旨を賠償金受領者に通知します。この場合において、賠償金受領者は、その通知を受けた日から3か月以内に、次に掲げる金額を支払って、その荷物の交付を請求することができます。

区別	支払金額
1 内容品に損害が生じていないもの	賠償金の全額に相当する金額
2 内容品に損害が生じているもの	その内容品に対し賠償すべき金額を賠償金から差し引いた額に相当する金額